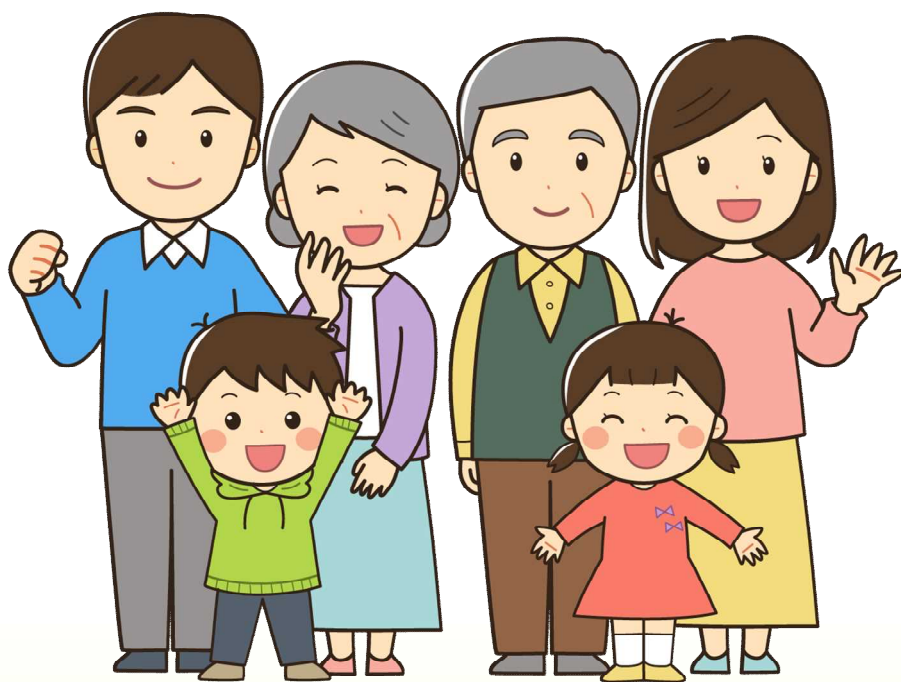


第2期瀬戸内町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

「豊かで、美しい、誇れるふるさと瀬戸内」



令和2年6月
鹿児島県 瀬戸内町

ごあいさつ

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本町では平成27年3月に「瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長や保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指して子育て支援の取組を推進してまいりました。

計画策定から5年が経過し終期を迎えることから、このほど令和2年度から6年度までの5年間の計画期間とする「第2期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念を「豊かで、美しい、誇れるふるさと瀬戸内」とし、令和6年度までの「教育・保育ニーズ」や「地域子ども・子育て支援事業」の量的な見通しとともに本町が推進していく事業・取組などをとりまとめています。

本町では、平成29年度より誰もが出番と居場所があり、地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて「”我が事・丸ごと” 支え愛のまちづくり」に取り組んでいます。

次代を担う誰もが、ここに住みたい、ここで子育てをしたい、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進め、希望を大きな力とできる豊かな社会を次代につないでいけるよう、町民の皆さまをはじめ地域や関係機関の皆さまと連携しながら本計画の体現を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました瀬戸内町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆さま、関係機関や団体の皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和2年6月

瀬戸内町長 鎌田 愛人

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の期間.....	2
3 国の少子化対策の取組.....	3
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
5 第1期計画策定以降の国の主な動向.....	7
6 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 子どもを取り巻く状況	11
1 少子化の動向.....	12
2 世帯の状況.....	16
3 女性の就業の状況.....	17
4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	18
5 保育所、幼稚園アンケート調査結果にみる本町の状況.....	29
第3章 第1期計画の実施状況	33
1 量の見込み・確保方策の状況.....	34
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	37
第4章 基本理念、基本目標等	47
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	48
3 「“我が事・丸ごと” 支え愛のまちづくり」との連携による推進.....	49
4 施策の体系.....	50
第5章 基本目標ごとの取組	51
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	52
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援.....	52
2 地域における子育ての支援.....	54
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	57
1 学校の教育環境等の整備.....	57
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上.....	59

基本目標 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....	60
1 児童虐待防止対策の充実.....	60
2 障がい児施策の充実.....	61
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	62
4 子どもの貧困対策の推進.....	62
基本目標 4 子育てを応援する環境づくり	64
1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	64
2 子育てを支援するまちづくり	64
3 子どもの安全を守る取組.....	65
4 子育てに係る経済的負担の軽減.....	65
第 6 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	67
1 提供区域.....	68
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	68
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	76
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	82
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	83
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	83
第 7 章 放課後子ども総合プラン	85
1 新・放課後子ども総合プランの概要.....	86
2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況	87
3 行動計画.....	88
第 8 章 計画の推進.....	91
1 計画推進のために	92
2 各主体の役割	92
資料編.....	95
1 瀬戸内町子ども・子育て会議条例	96
2 瀬戸内町子ども・子育て会議委員名簿	98

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「豊かで、美しい、誇れるふるさと瀬戸内」を基本理念とする「瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から概ね18歳未満までの切れ目のない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第2期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

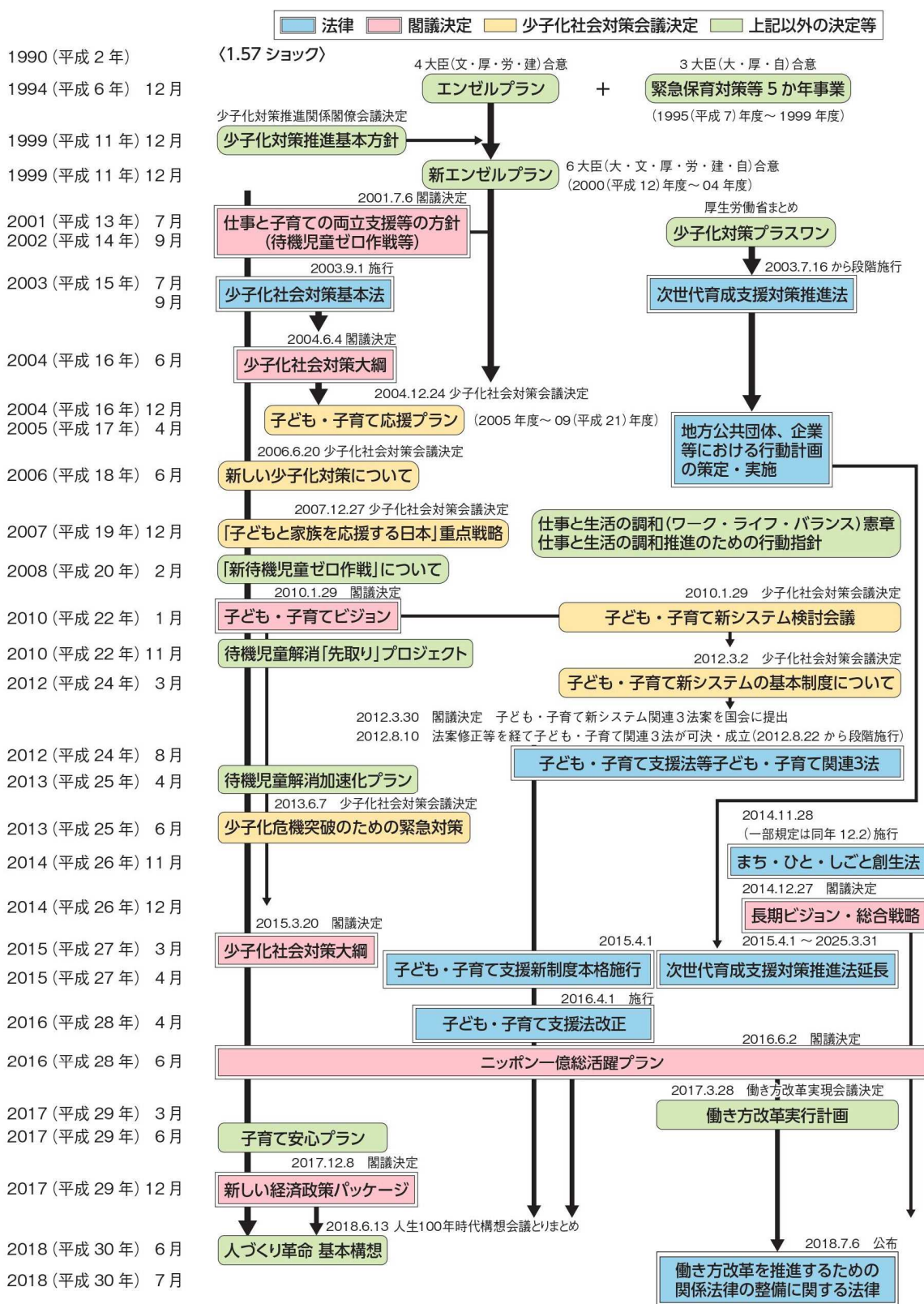
なお、効果的・効率的施策推進の観点から、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
瀬戸内町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

3 国の少子化対策の取組



出典：内閣府資料

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の成立

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成24年(2012)8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係法律の整備等に関する法律)が成立しました。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥ 政府の推進体制

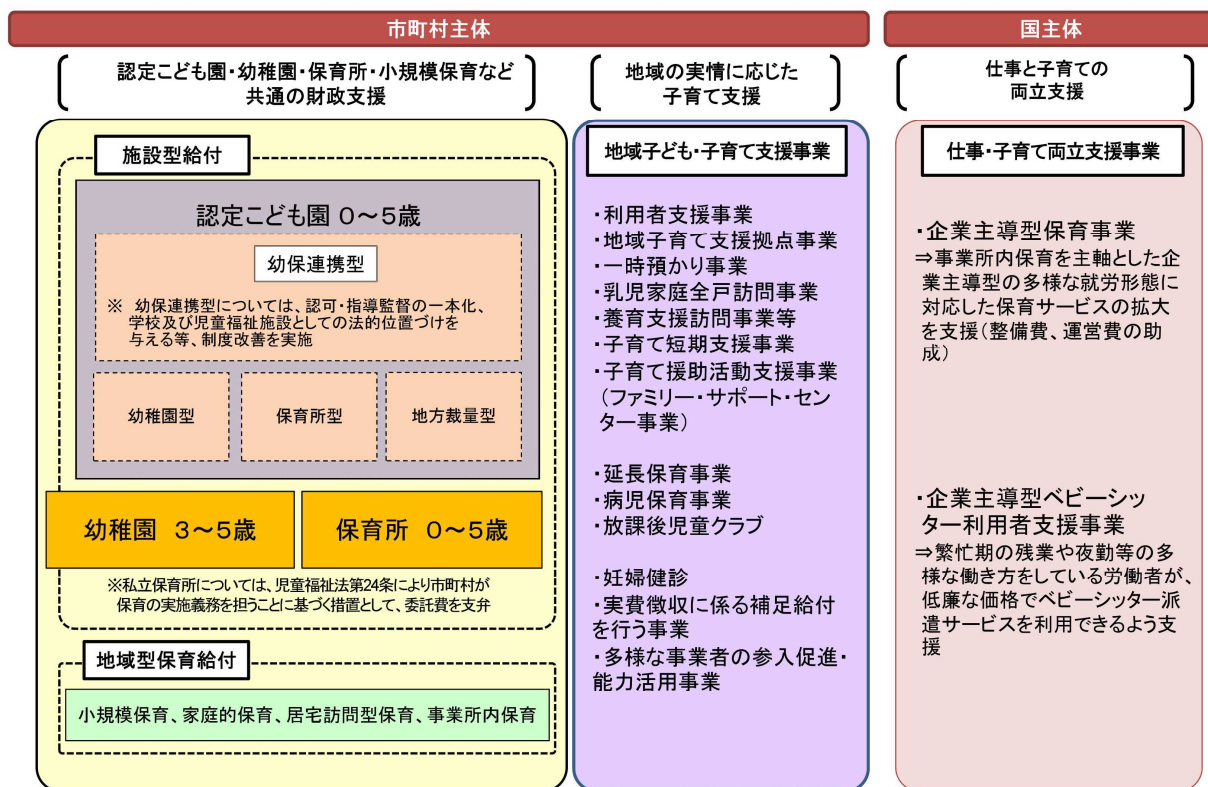
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

(3) 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度でのサービスの全体像は下図のとおりです。



出典：内閣府資料

(4) 3つの認定区分

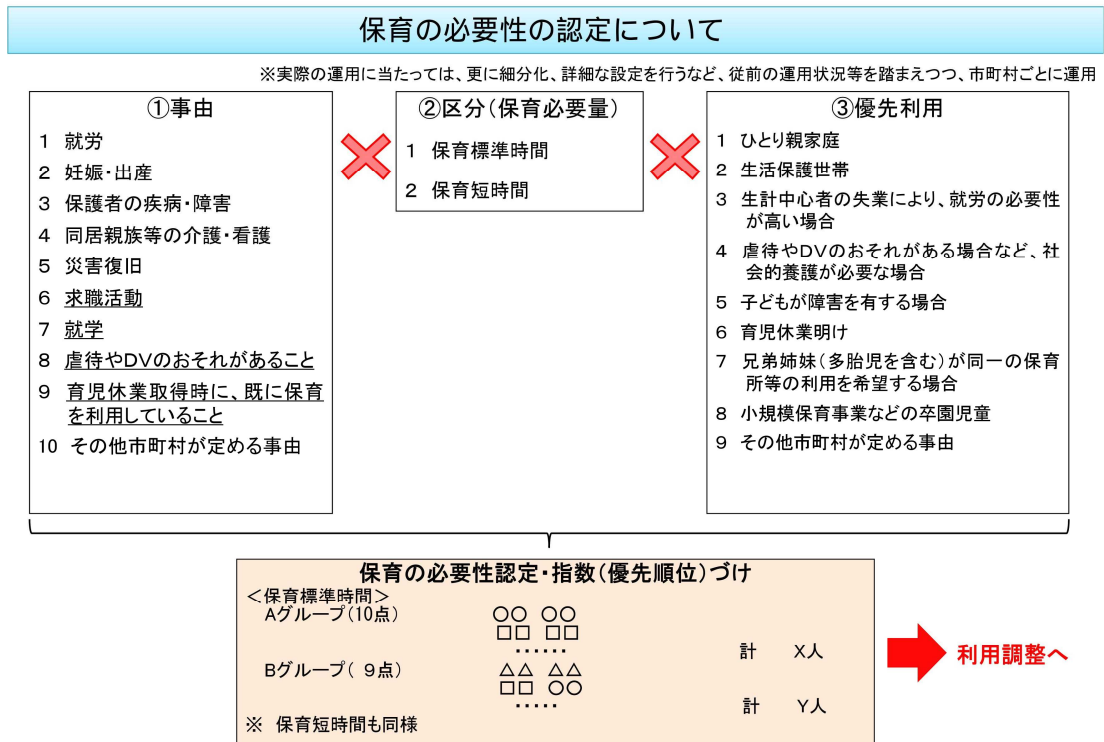
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(5) 保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の3点が考慮されます。

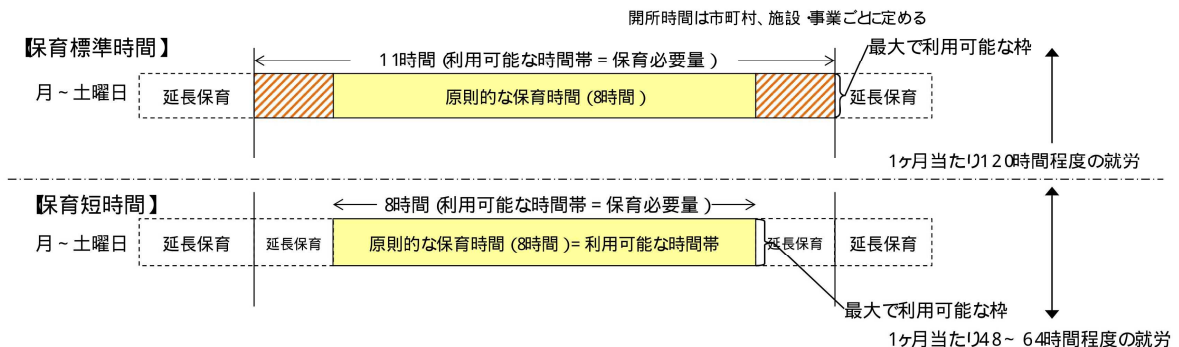


出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定しています。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



出典：内閣府資料

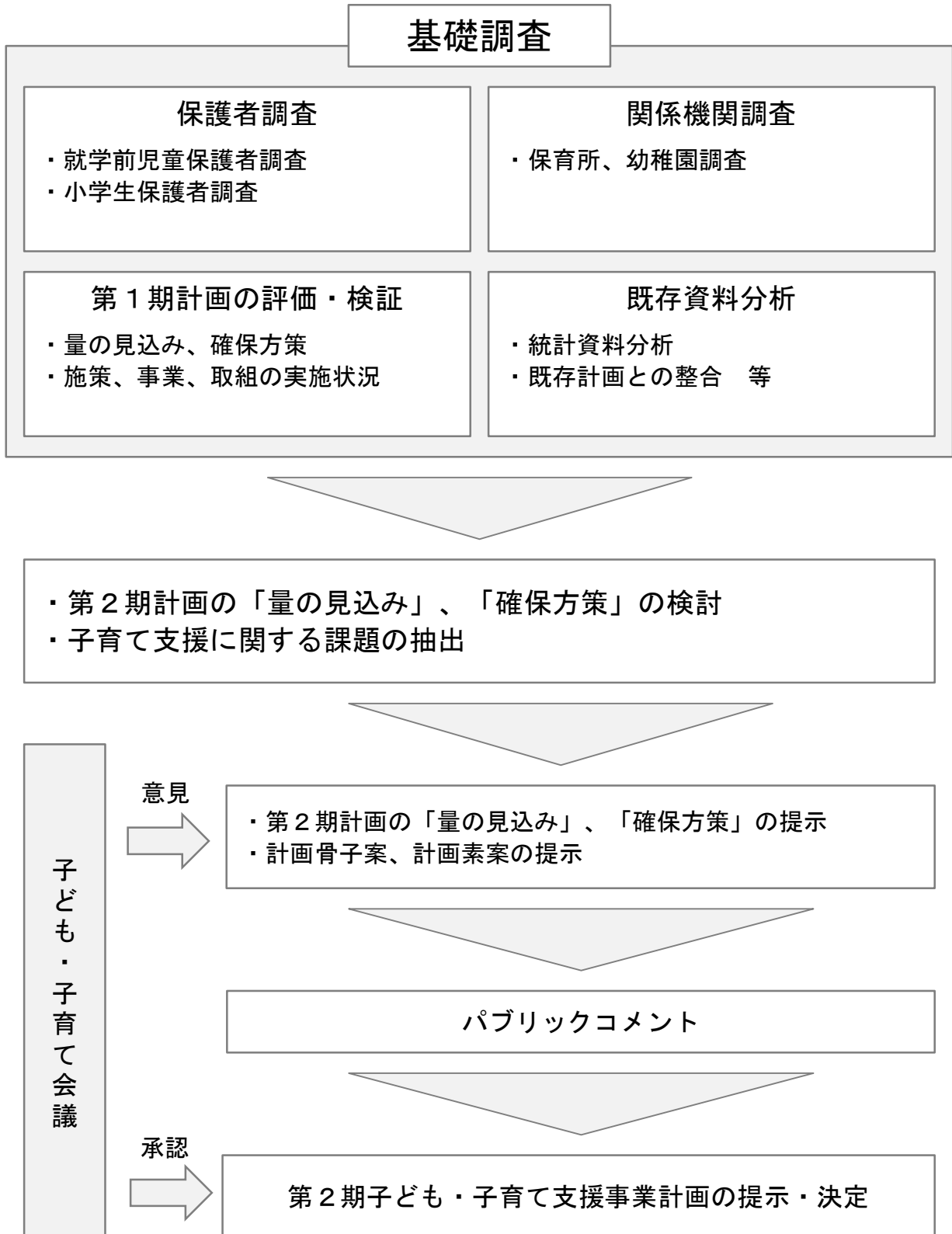
5 第1期計画策定以降の国の主な動向

年	法律・制度・通知等	主な内容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育士の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成29年 (2017)	教育要領、保育指針等の改訂	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂。
	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	新・放課後子ども総合プラン	・放課後児童クラブの量的拡充を図り、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とする。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	・10月1日から3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料が無償になる。

6 計画の策定体制と方法

(1) 策定体制、策定方法

本計画における策定体制と策定方法は下図のとおりです。



(2) 瀬戸内町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「瀬戸内町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

回	期 日	主な内容
第1回	令和元年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議の役割等について ・保護者調査結果について ・量の見込み及び確保方策について ・次期計画骨子案、施策体系案について
第2回	令和元年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
第3回	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果について ・計画最終案について

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に平成31年1月に実施しました。

(4) 保育所、幼稚園アンケート調査

施設に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、本町にある保育所、幼稚園を対象に令和元年8月に実施しました。

(5) パブリックコメント

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和2年1月23日から令和2年2月7日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

第2章 子どもを取り巻く状況

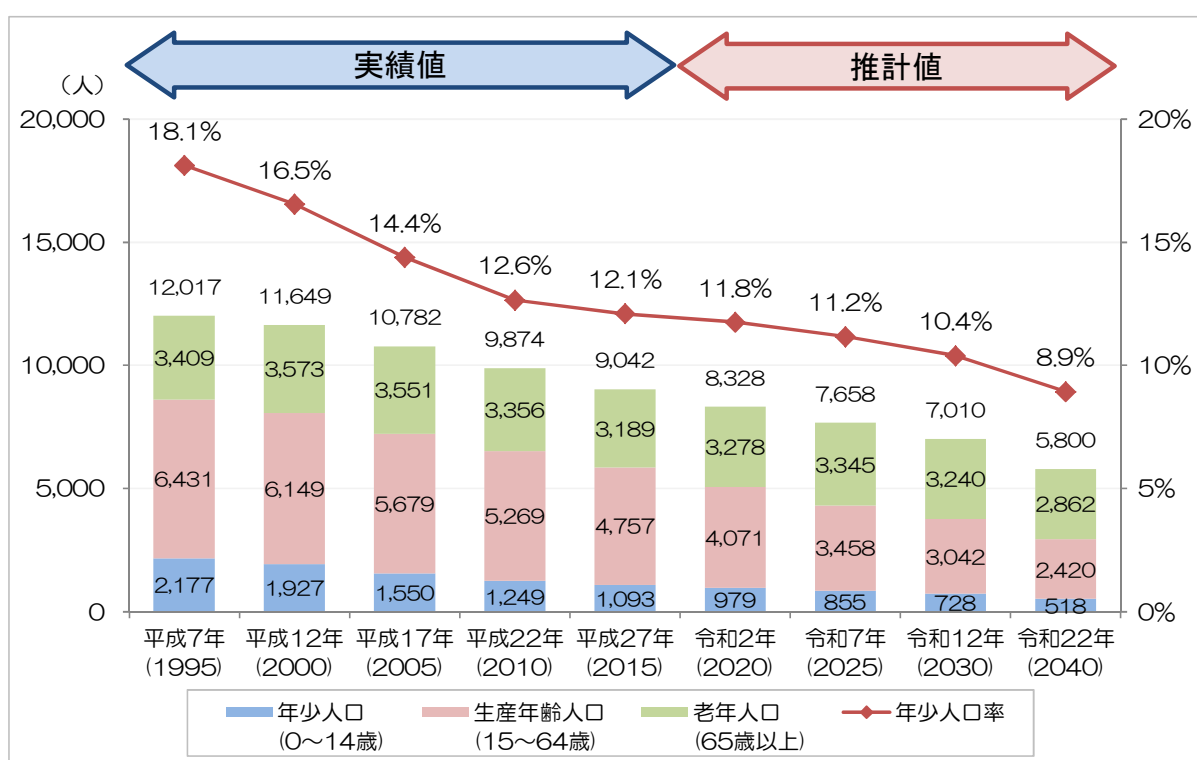


1 少子化の動向

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成7年の12,017人が平成27年には9,042人となり、2,975人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は更に減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)の総人口は5,800人、年少人口(0~14歳)は518人、総人口に占める年少人口割合は8.9%となる見込みとなっています。

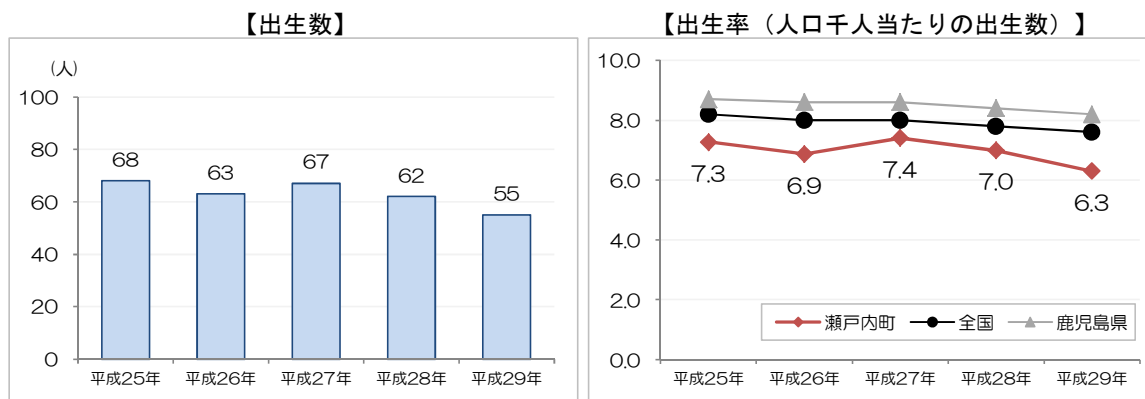


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和2年～令和22年）

(2) 出生数、出生率の推移

平成29年の出生数は55人となっています。

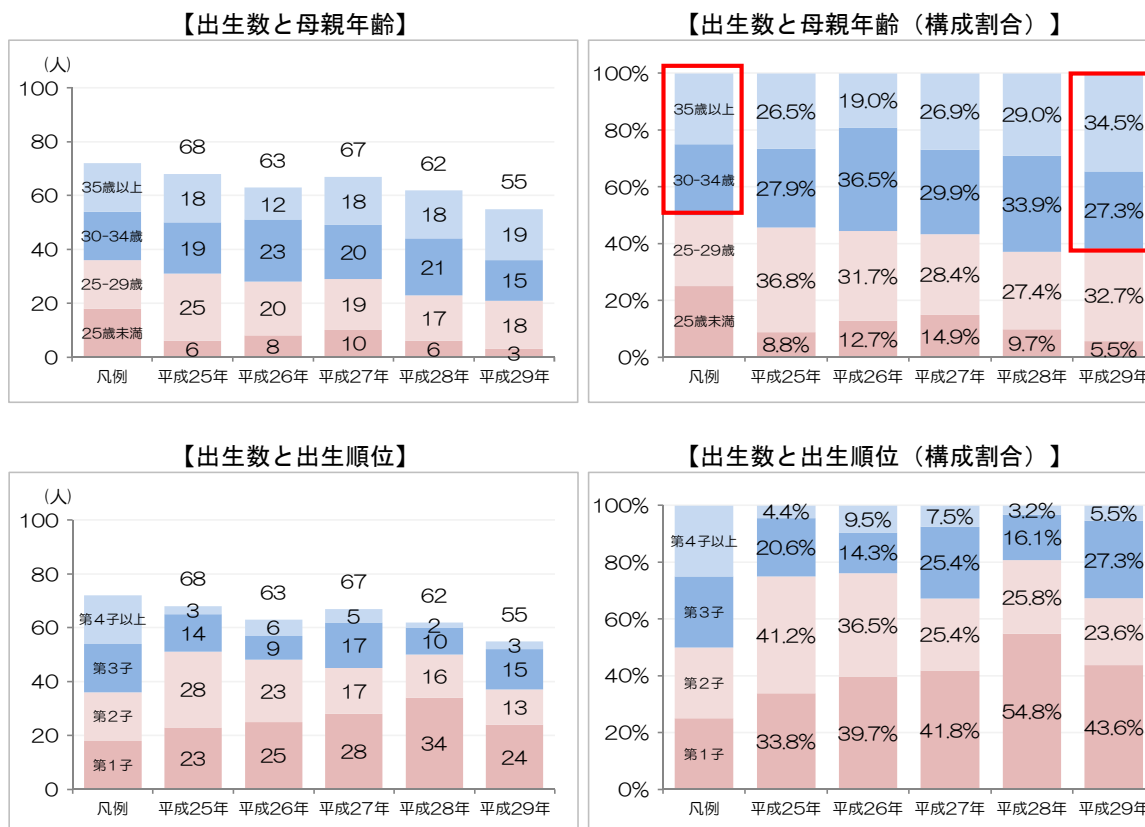
また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、鹿児島県より低い水準で推移しています。



出典：人口動態統計

(3) 出生数と母親年齢、出生順位の状況

出生数と母親年齢の関係をみると、母親年齢30歳以上の構成割合が高く、平成29年では6割を超えています。出生順位の構成割合についてはほぼ同水準で推移しています。



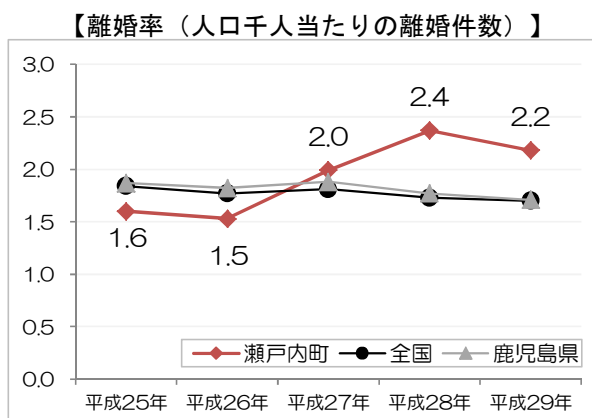
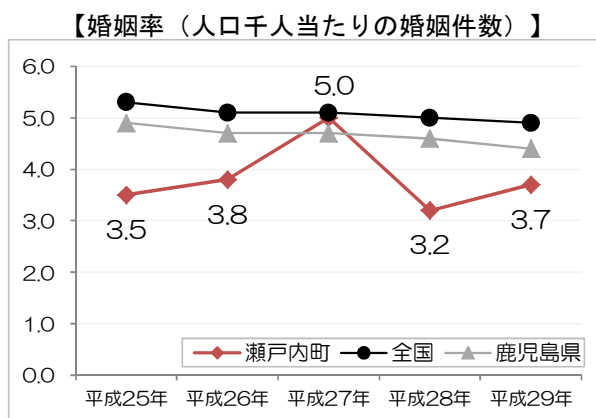
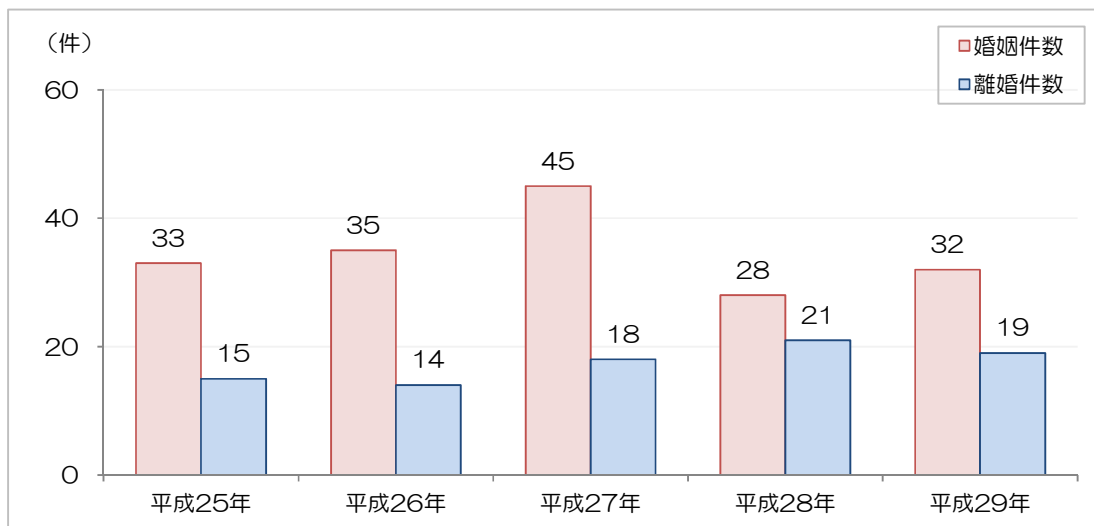
出典：人口動態統計

(4) 婚姻等に関する状況

① 婚姻・離婚件数の推移

平成29年の婚姻件数は32件、離婚件数は19件となっています。

また、平成29年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、鹿児島県より低くなっています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、鹿児島県より高くなっています。



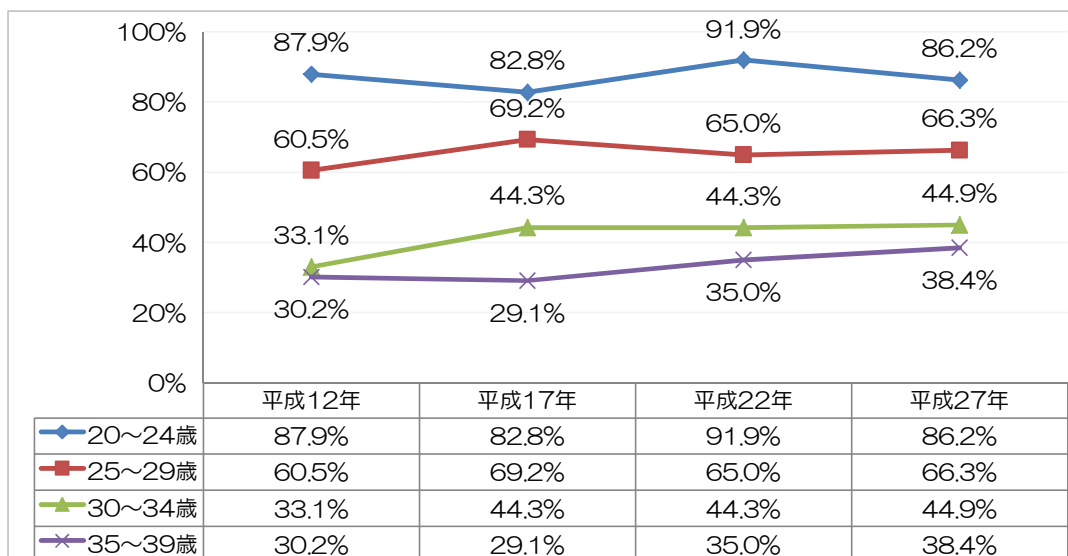
出典：人口動態統計

② 未婚率の推移

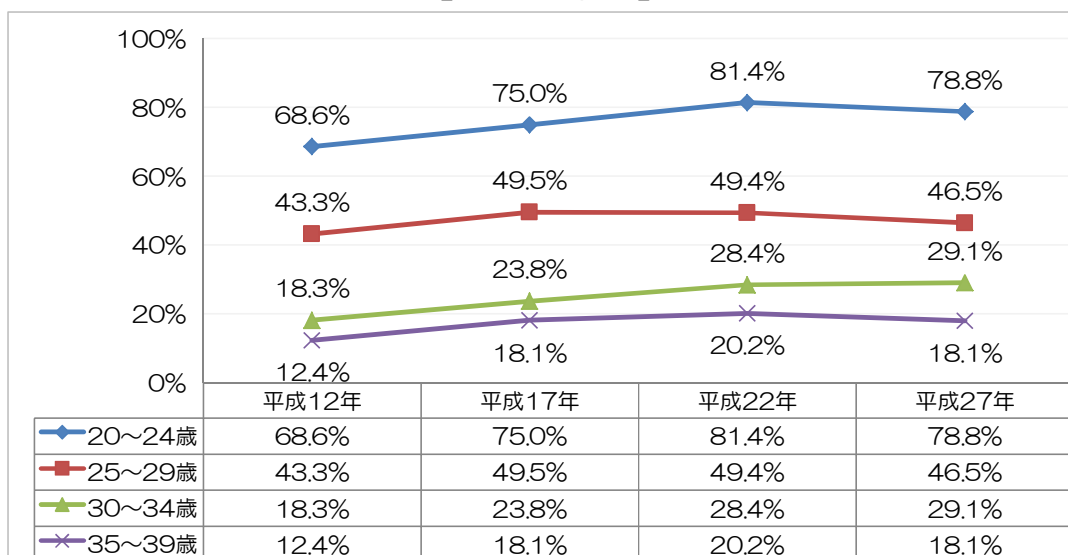
男性の未婚率を年代別で見ると、平成22年と平成27年の比較で35～39歳が3.4ポイント（35.0%から38.4%）高くなっています。

女性の未婚率を年代別で見ると、平成22年と平成27年の比較で30～34歳以外は低くなっています。

【男性未婚率】



【女性未婚率】

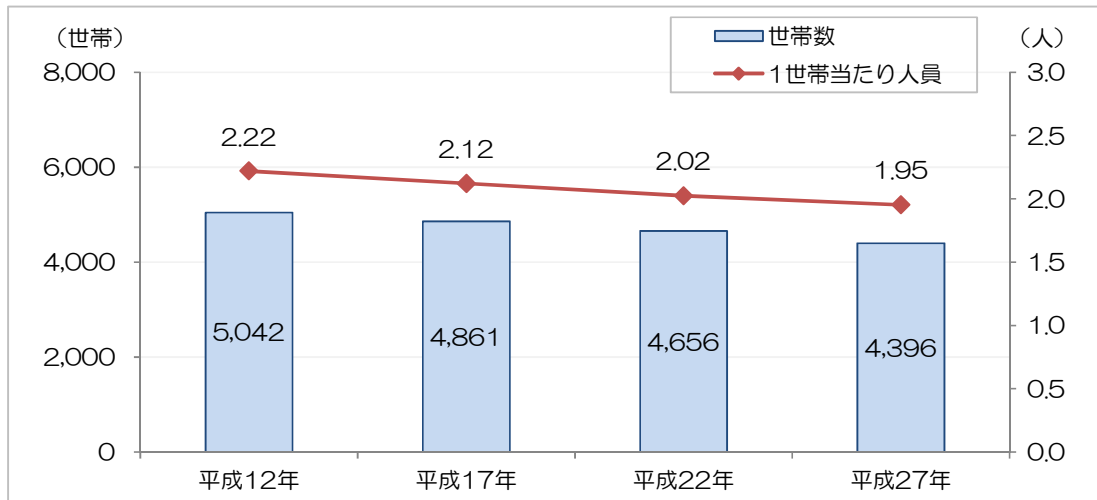


出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

世帯数、1世帯当たり人員数ともに減少傾向で推移しています。

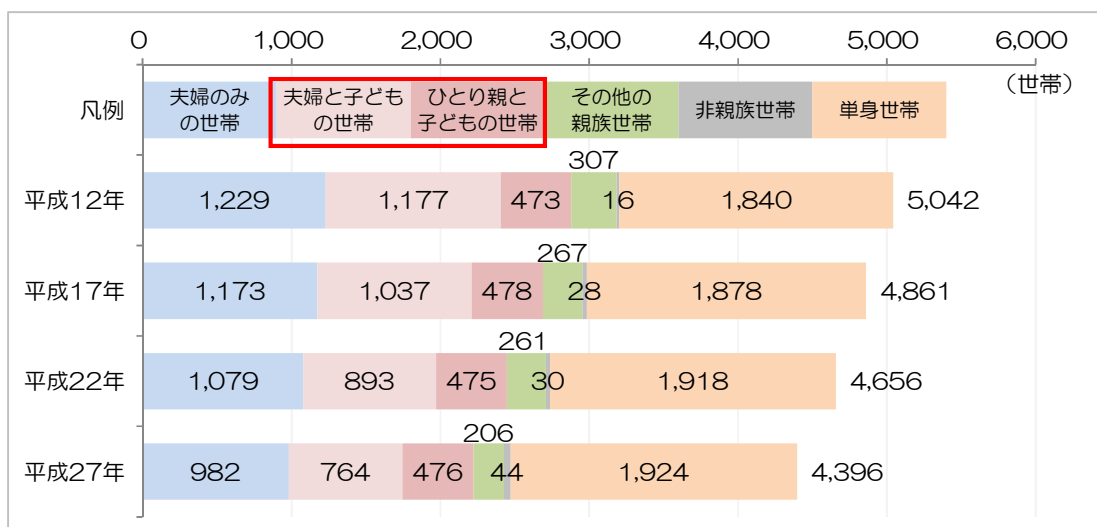


出典：国勢調査

(2) 類型別世帯の状況

平成27年の子どもがいる世帯（「夫婦と子どもの世帯」と「ひとり親と子どもの世帯」の合計）は1,240世帯となっています。

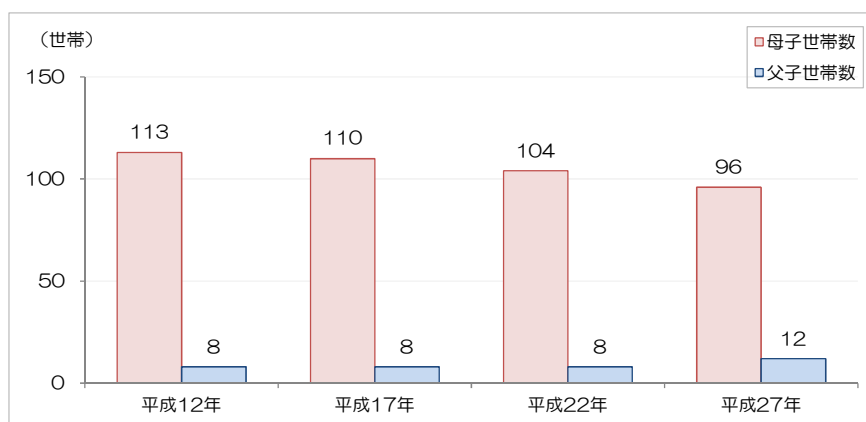
「ひとり親と子どもの世帯」はほぼ同水準で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向にあります。



出典：国勢調査

(3) ひとり親家庭の状況

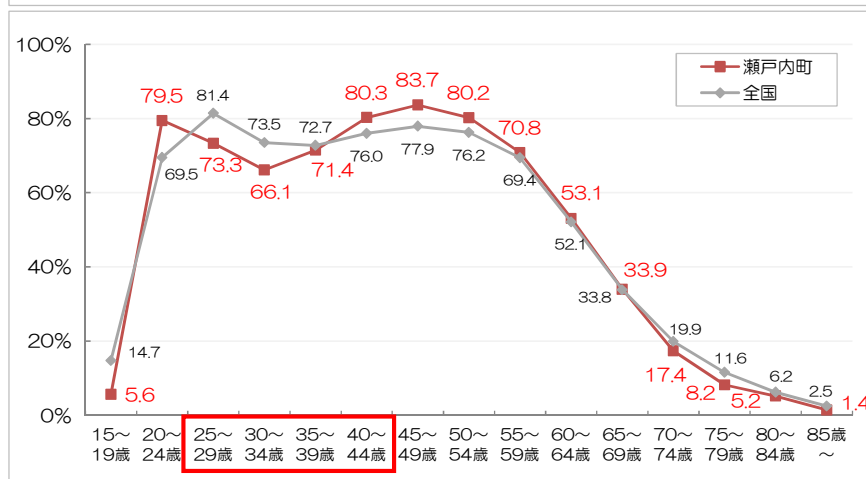
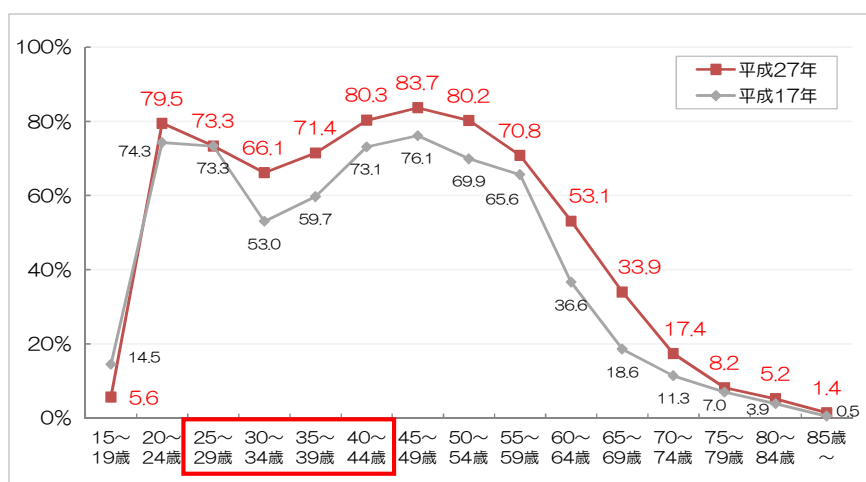
平成27年の母子世帯数は96世帯、父子世帯数は12世帯となっています。



出典：国勢調査

3 女性の就業の状況

平成27年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の就業率は、25～29歳を除き平成17年の本町の就労率を上回っています。平成27年の全国平均と比較すると、40～44歳を除き本町の上回っています。



出典：国勢調査

4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

平成31年2月及び31年4月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本町在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配付・回収及び郵送による配付・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配付・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

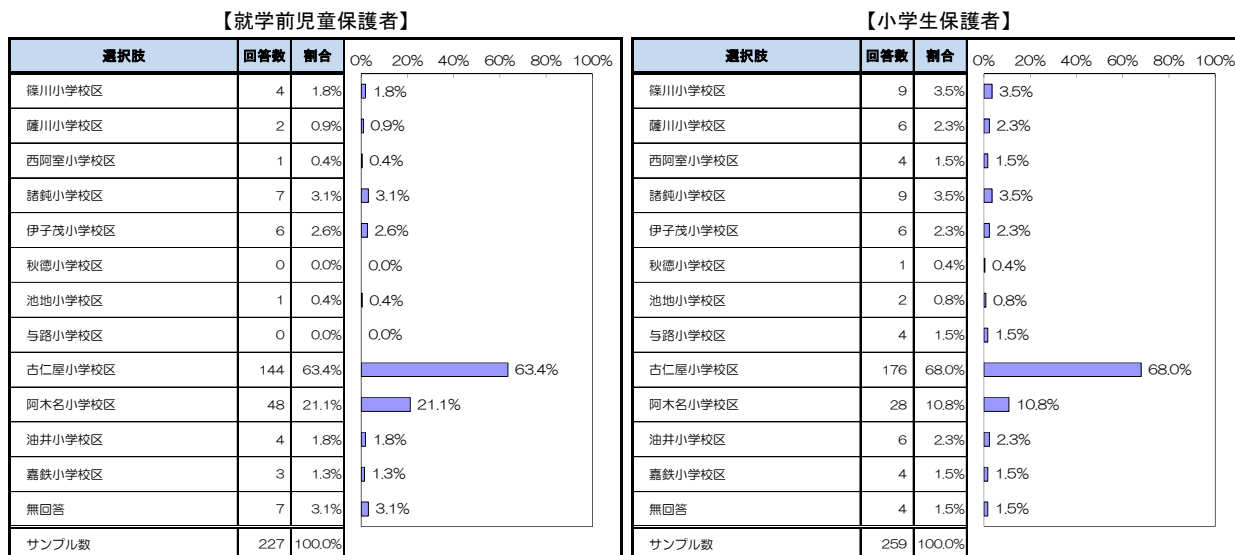
	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	258	227	88.0%
小学生保護者	316	259	82.0%
合計	574	486	84.7%

(2) 集計処理について

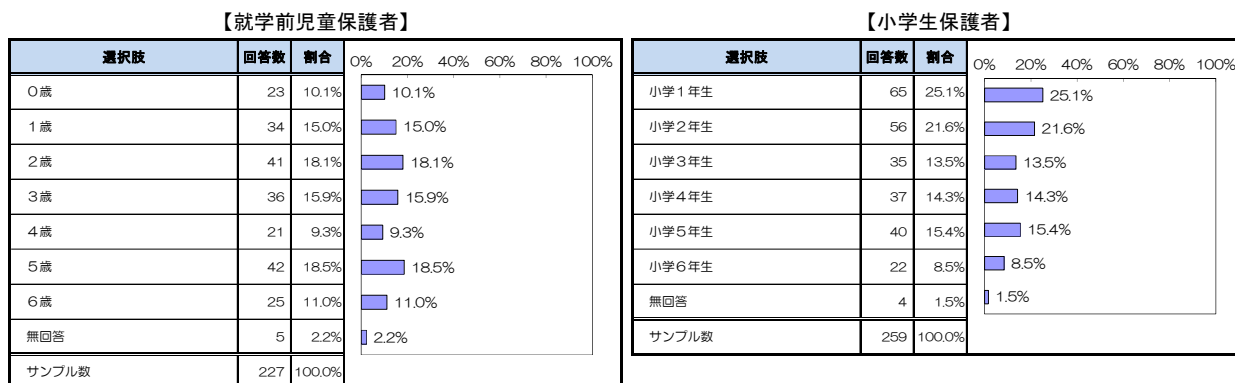
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果 (抜粋)

① お住まいの校区

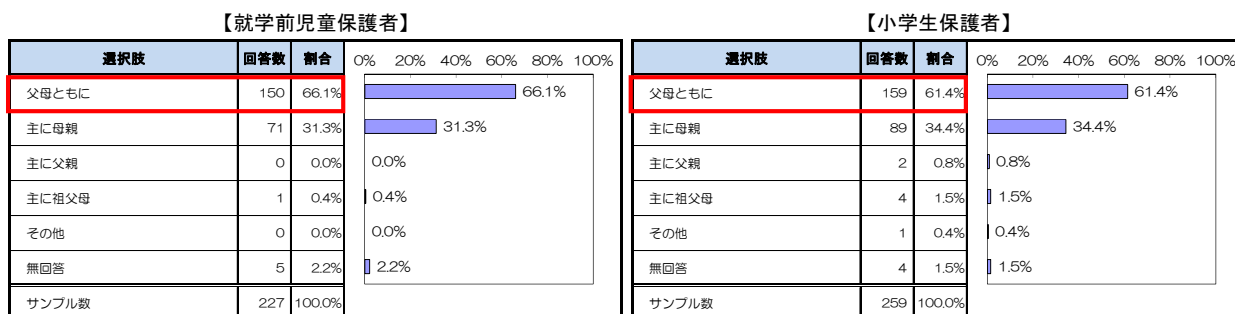


② お子さんの年齢・学年



③ 子育てを主に行っている者

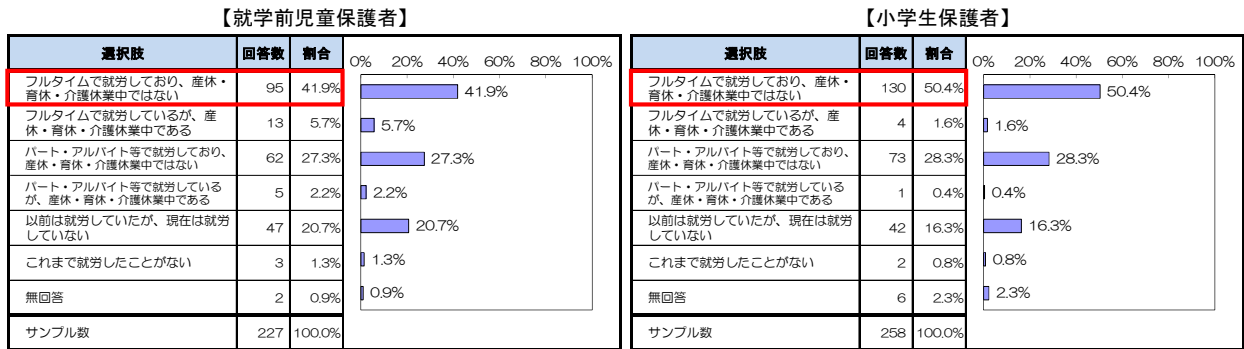
就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。



④ 母親の就労状況・就労意向

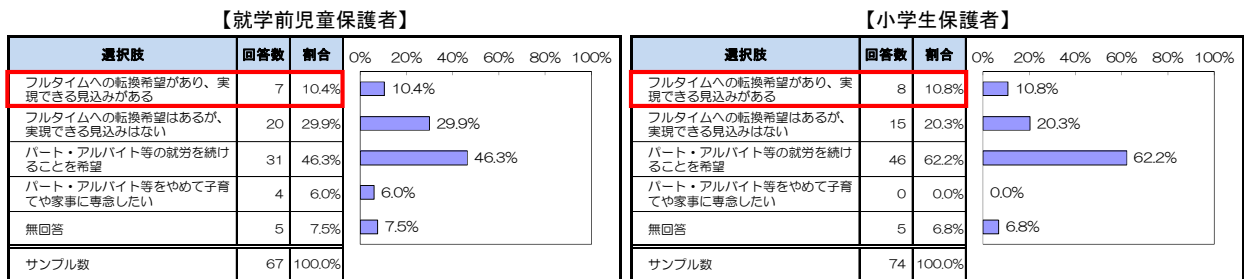
ア) 現在の就労状況

母親のフルタイムでの就労が就学前児童保護者 41.9%、小学生保護者 50.4% となっています。



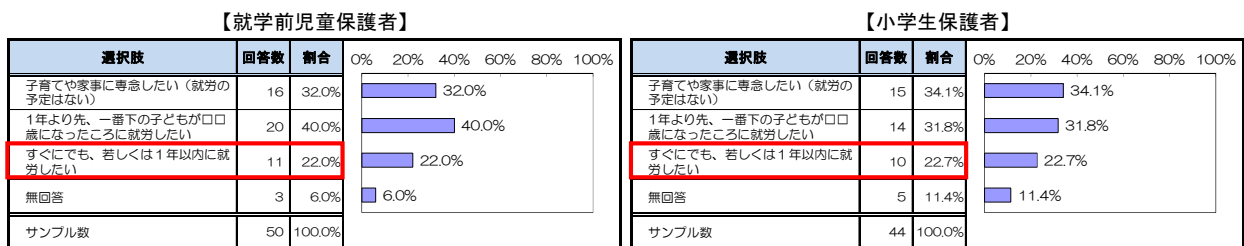
イ) フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が約1割となっています。



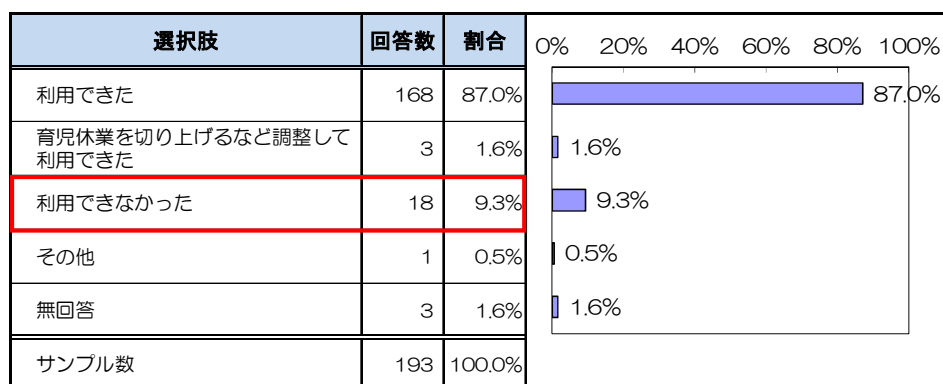
ウ) 就労の希望（現在就労していない方への設問）

「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が就学前児童保護者で22.0%、小学生保護者で22.7%となっています。



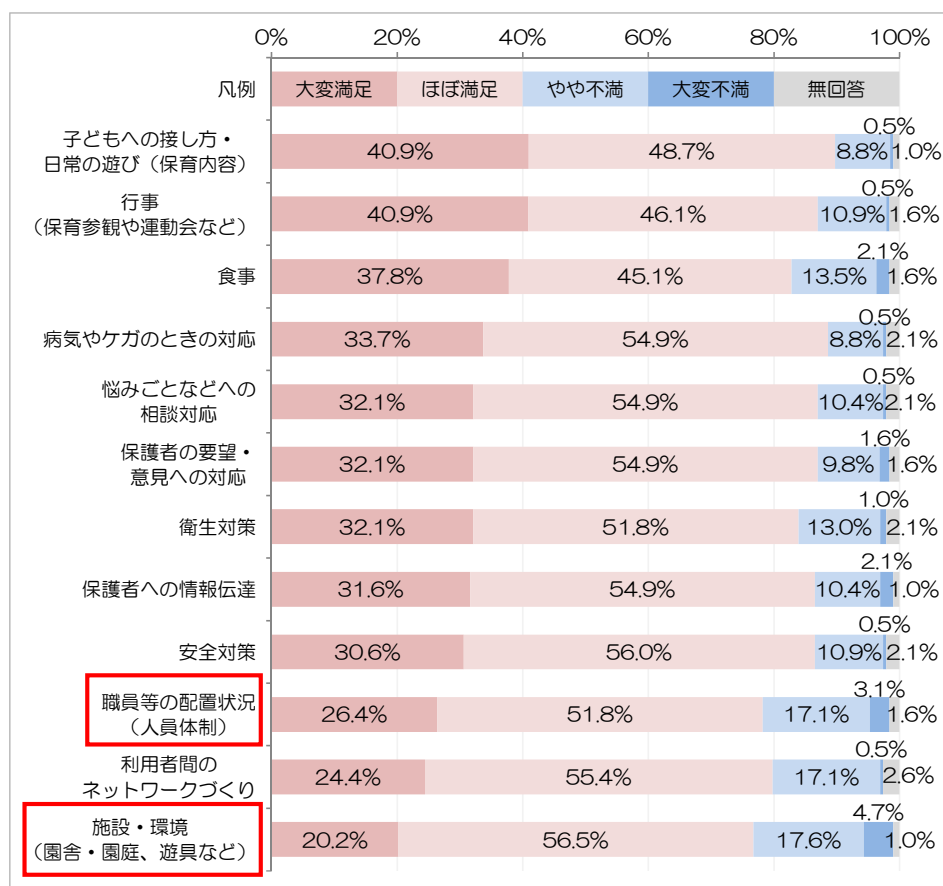
⑤ 保育所等利用開始時期の希望と現実の乖離（就学前児童保護者調査結果）

「利用できなかった」が9.3%となっています。



⑥ 保育所、幼稚園等の満足度（就学前児童保護者調査結果）

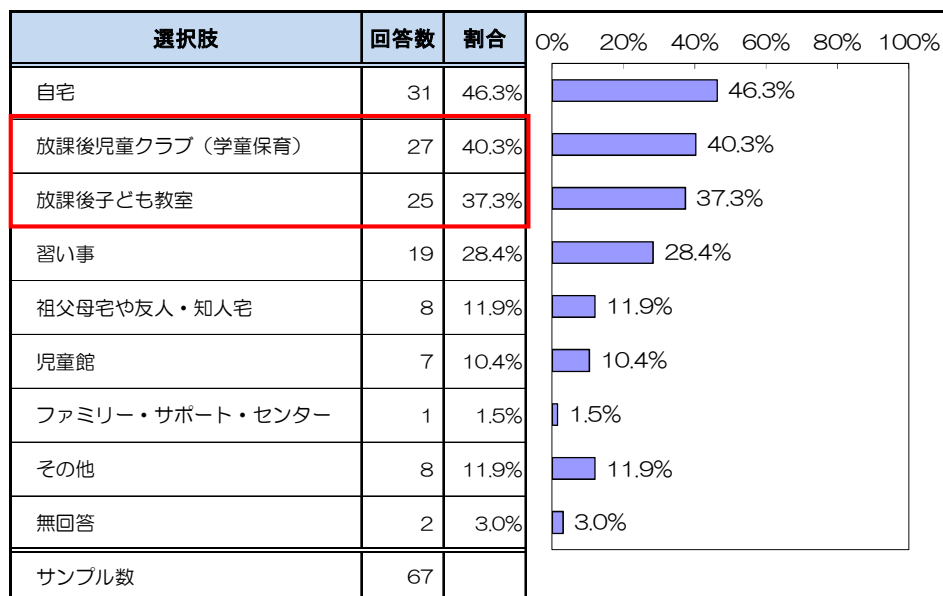
満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「施設・環境（園舎・園庭、遊具など）」（合計22.3%）、「職員等の配置状況（人員体制）」（合計20.2%）などとなっています。



⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者調査結果）

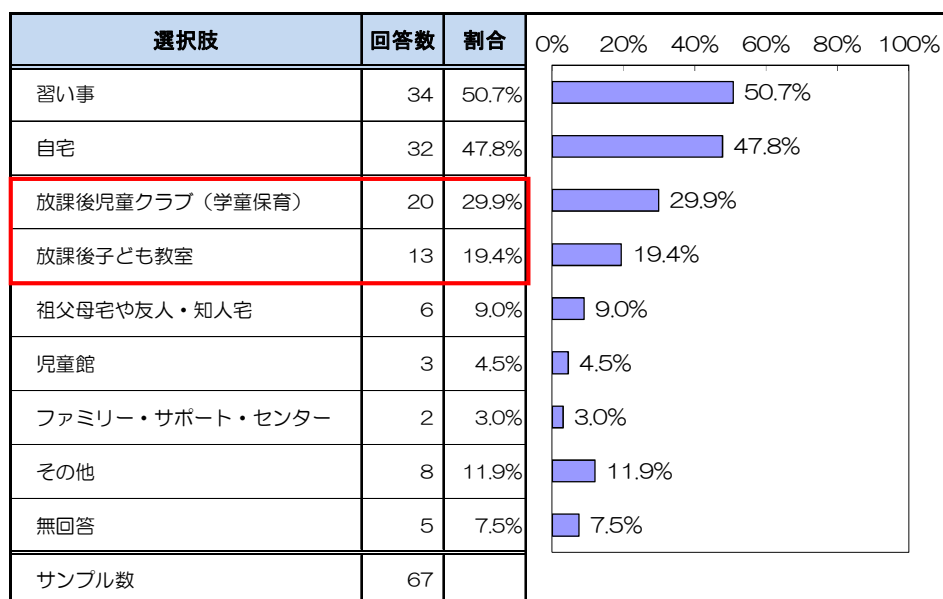
ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が40.3%、「放課後子ども教室」が37.3%となっています。



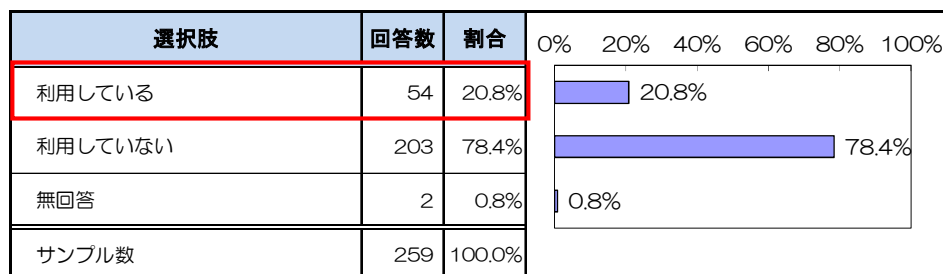
イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が29.9%、「放課後子ども教室」が19.4%となっています。



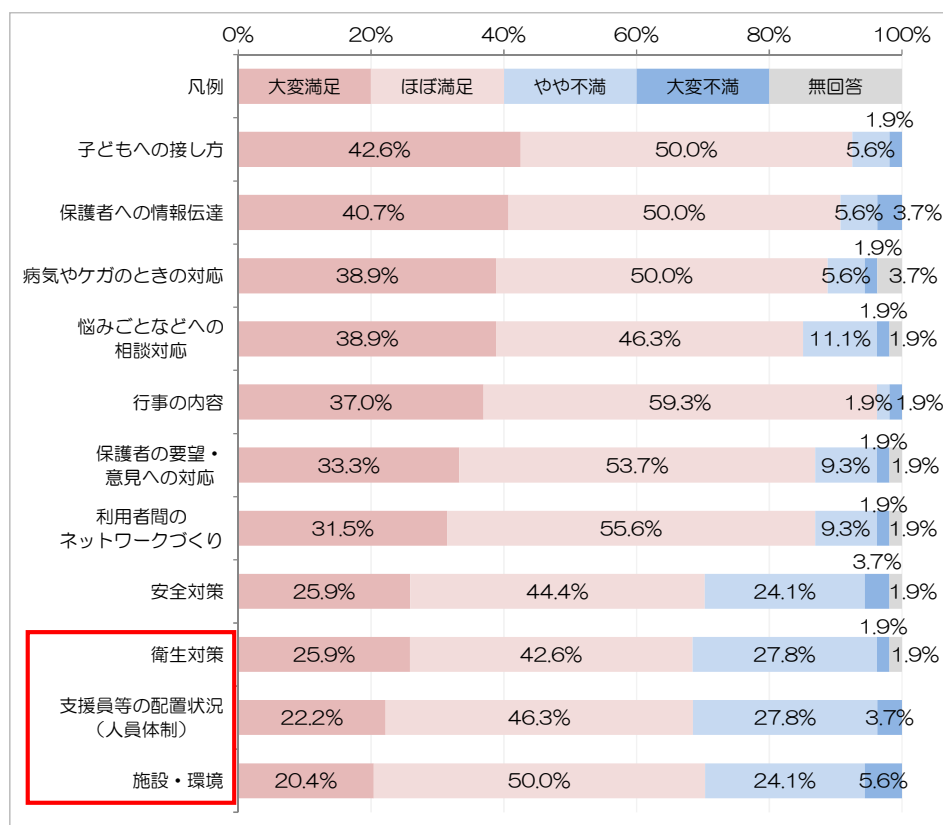
⑧ 放課後児童クラブの利用状況（小学生保護者調査結果）

「利用している」が20.8%となっています。



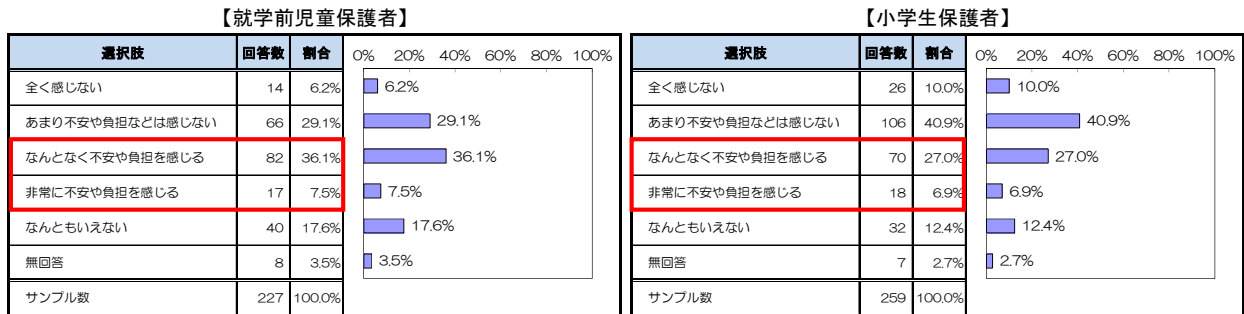
⑨ 放課後児童クラブの満足度（小学生保護者調査結果）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「支援員等の配置状況（人員体制）」（合計31.5%）、「衛生対策」（合計29.7%）、「施設・環境」（合計29.7%）などとなっています。



⑩ 子育てに関する不安感や負担感の有無

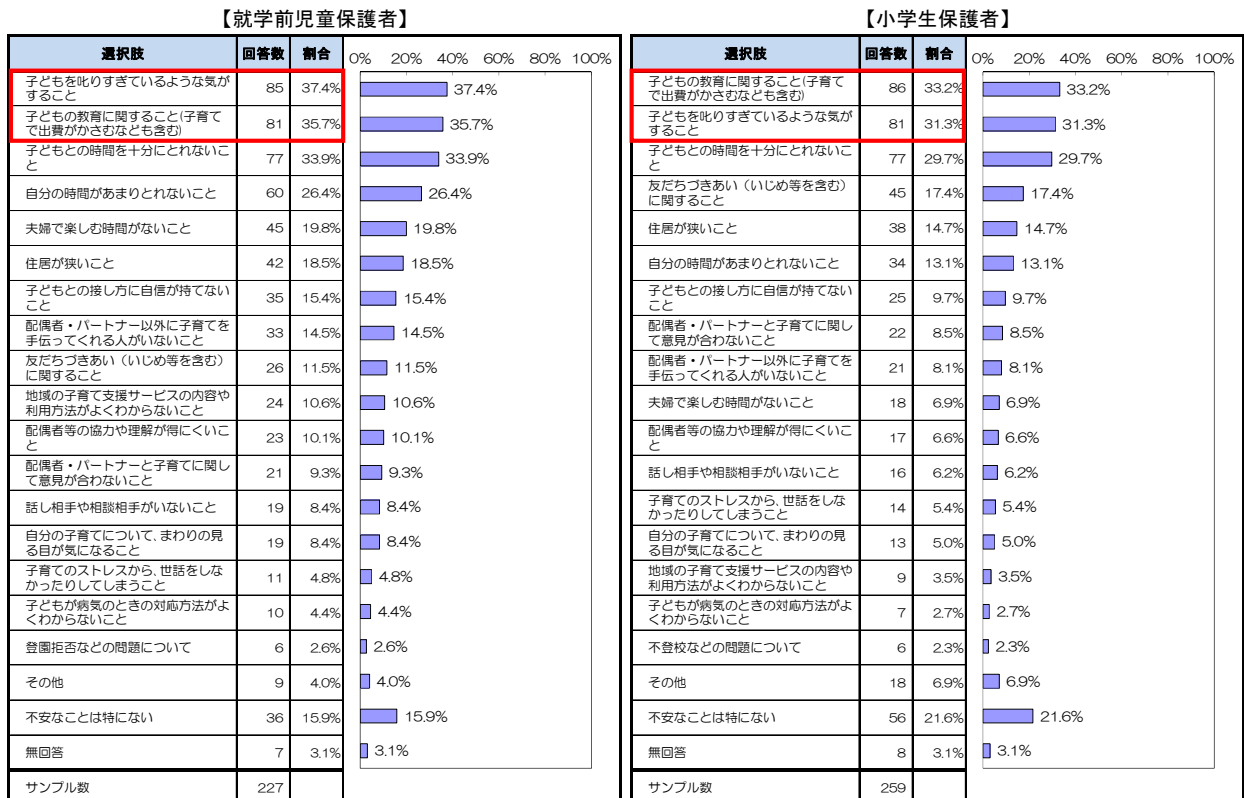
「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 43.6%、小学生保護者 33.9%となっています。



⑪ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前児童保護者については、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが37.4%で最も多く、次いで「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなどを含む）」が35.7%となっています。

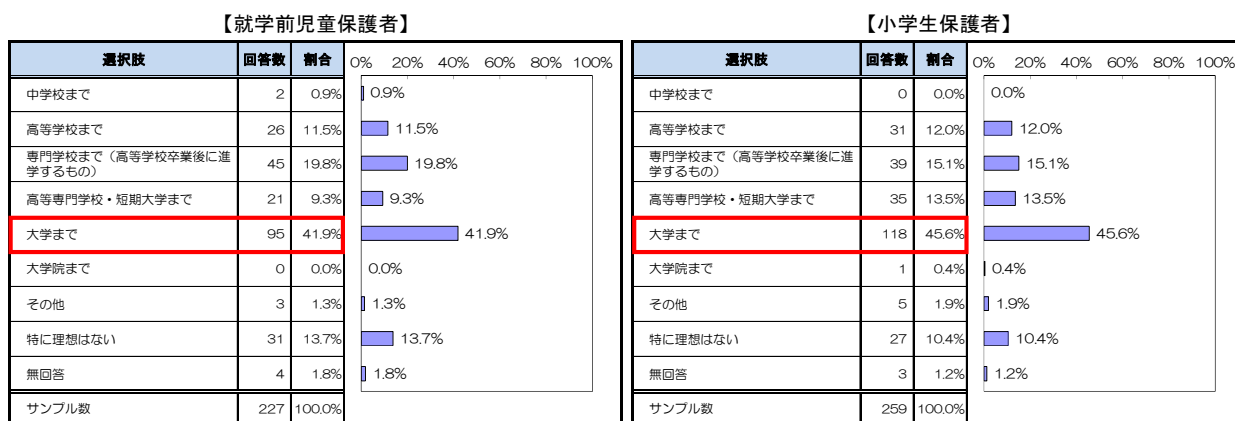
小学生保護者については、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなどを含む）」が33.2%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが31.3%となっています。



⑫ お子さんの将来的な進路

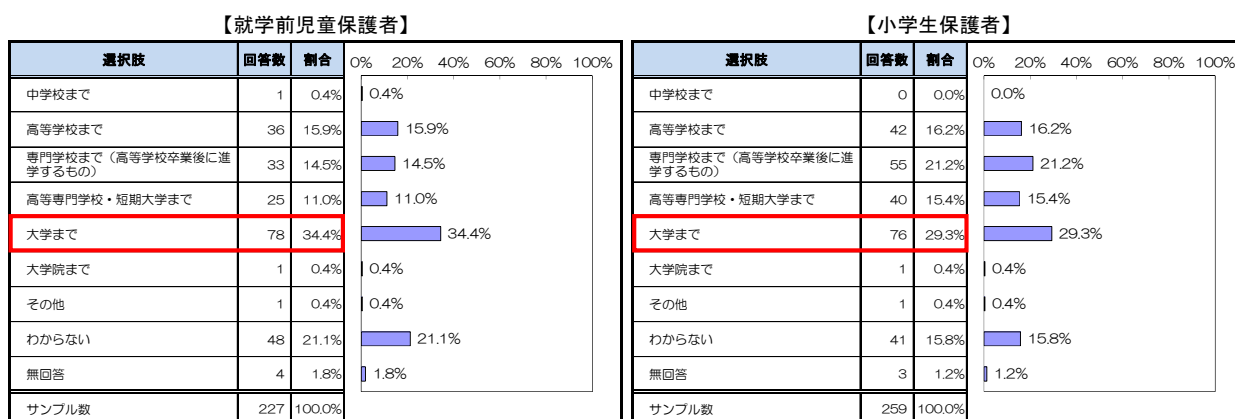
ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 41.9%、小学生保護者 45.6%となっています。



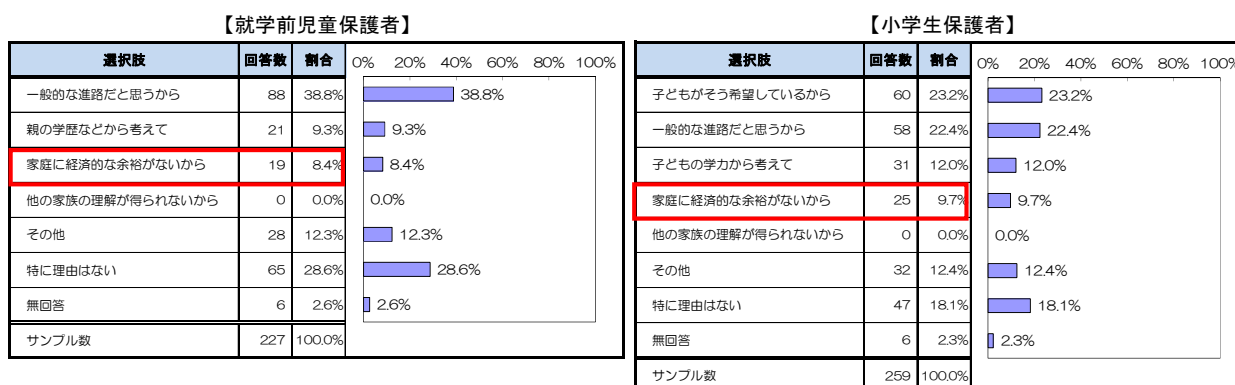
イ) 現実のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 34.4%、小学生保護者 29.3%となっています。



ウ) 現実のお子さんの進路として考えた理由

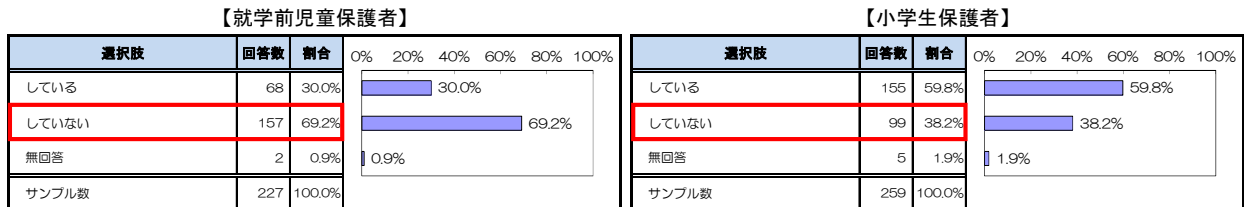
「家庭に経済的な余裕がないから」が就学前児童保護者 8.4%、小学生保護者 9.7%となっています。



⑬ 塾や習い事の状況

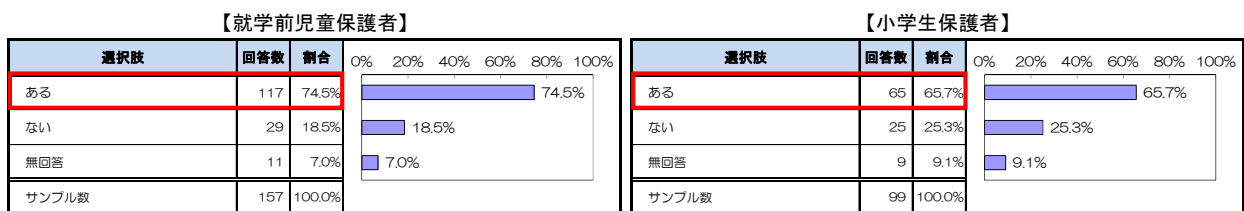
ア) 塾や習い事の有無

「していない」が就学前児童保護者 69.2%、小学生保護者 38.2%となっています。



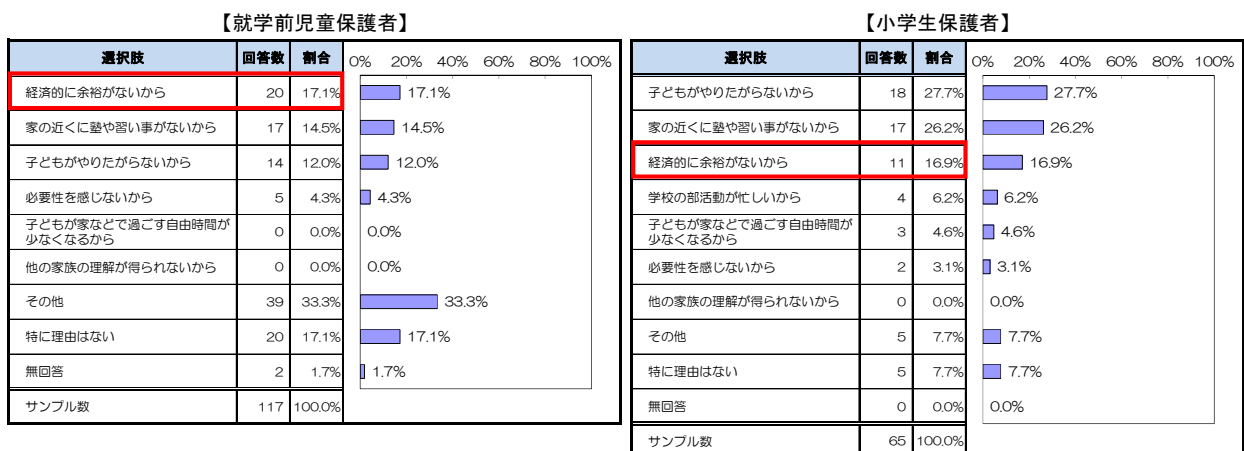
イ) 塾や習い事をさせたい希望の有無（塾や習い事をしていない方への設問）

「ある」が就学前児童保護者 74.5%、小学生保護者 65.7%となっています。



ウ) 塾や習い事をさせていない理由（塾や習い事をさせたい方への設問）

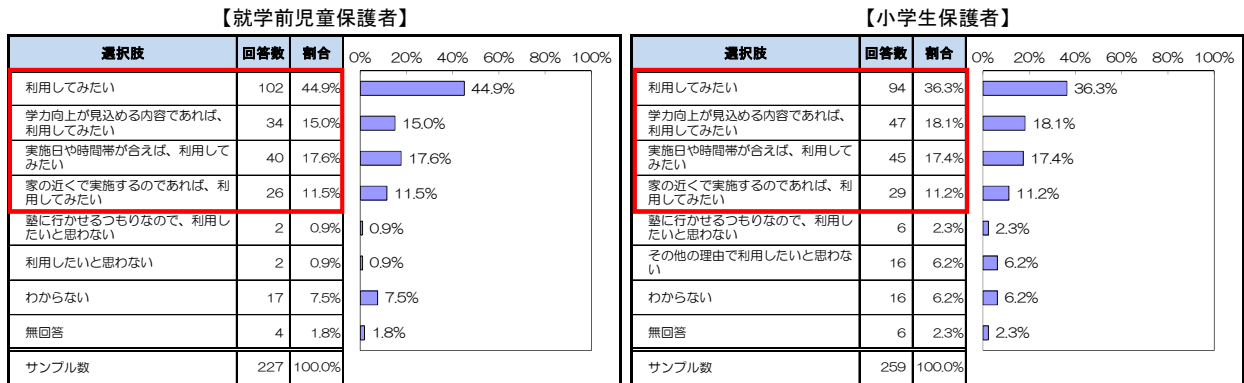
「経済的に余裕がないから」が就学前児童保護者 17.1%、小学生保護者 16.9%となっています。



⑭ 「学習支援事業」、「子ども食堂」の利用意向

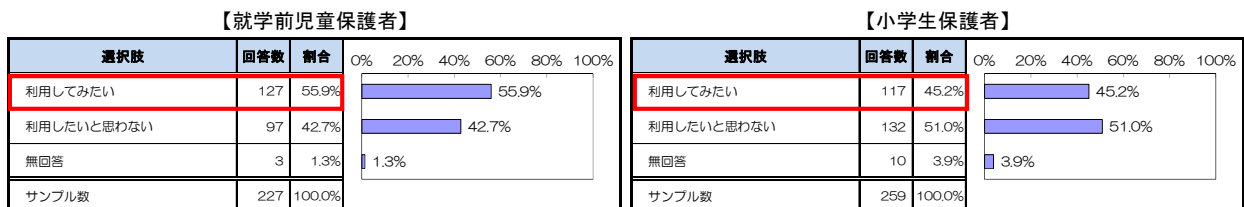
ア) 「学習支援事業」の利用意向

何らかの条件付きを含めた利用意向の割合は、就学前児童保護者 89.0%、小学生保護者 83.0%となっています。



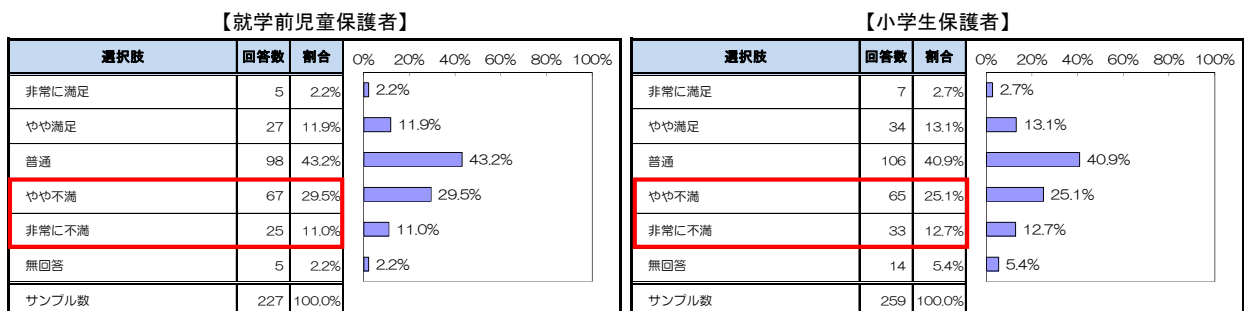
イ) 「子ども食堂」の利用意向

「利用してみたい」が就学前児童保護者 55.9%、小学生保護者 45.2%となっています。



⑮ 子育て環境や支援への満足度

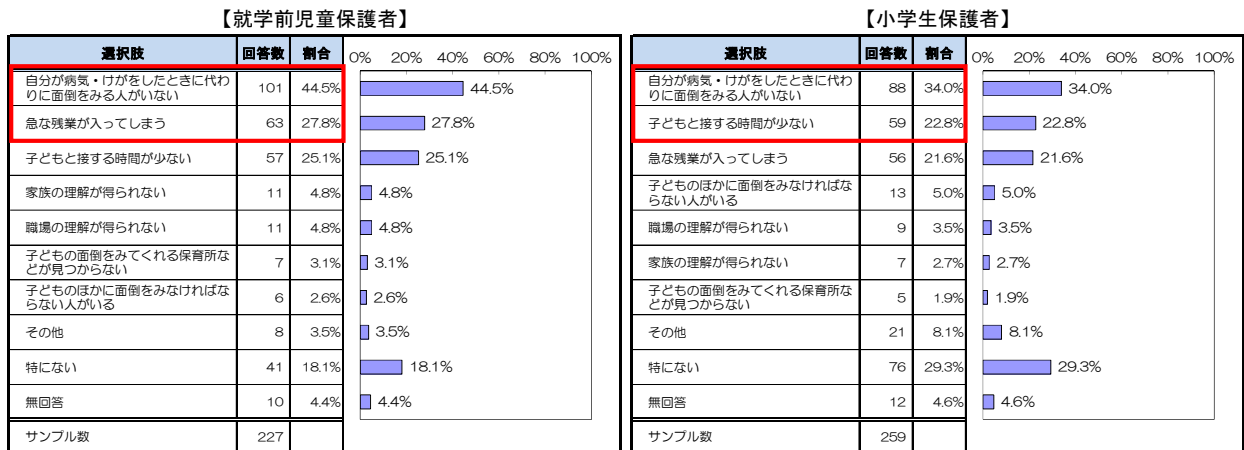
満足していない（「やや不満」と「非常に不満」の合計）割合は、就学前児童保護者 40.5%、小学生保護者 37.8%となっています。



⑩ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前児童保護者については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が44.5%で最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」が27.8%となっています。

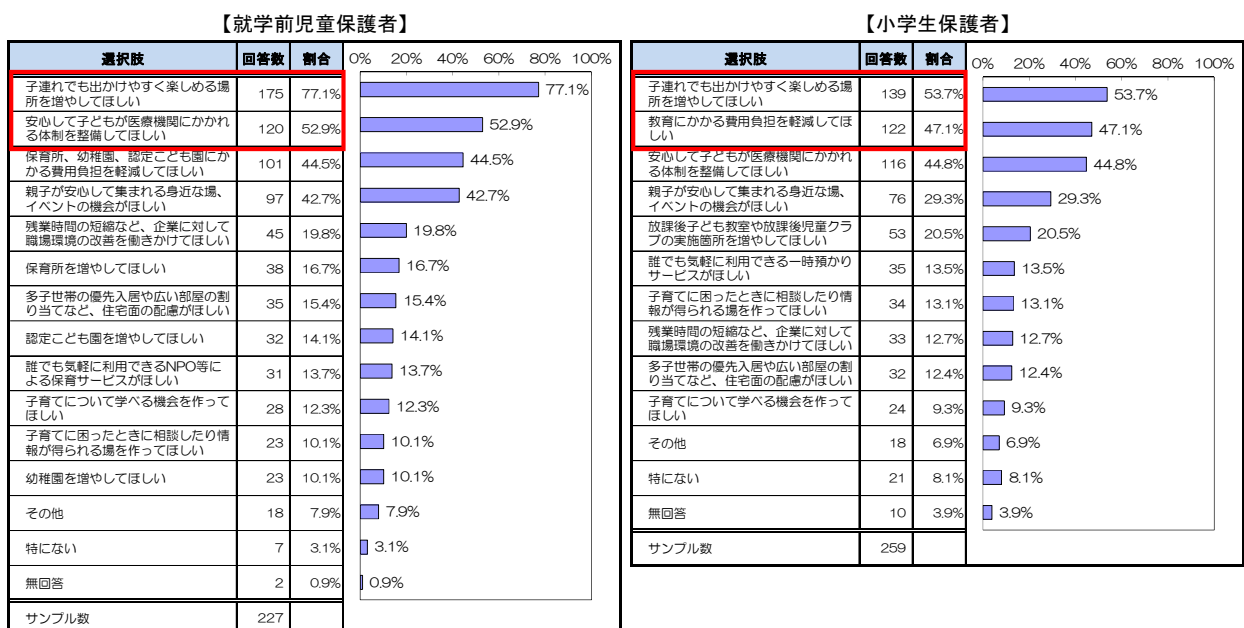
小学生保護者については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が34.0%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が22.8%となっています。



⑪ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.1%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が52.9%となっています。

小学生保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が53.7%で最も多く、次いで「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が47.1%となっています。



5 保育所、幼稚園アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年8月に実施しました。

② 調査対象者等

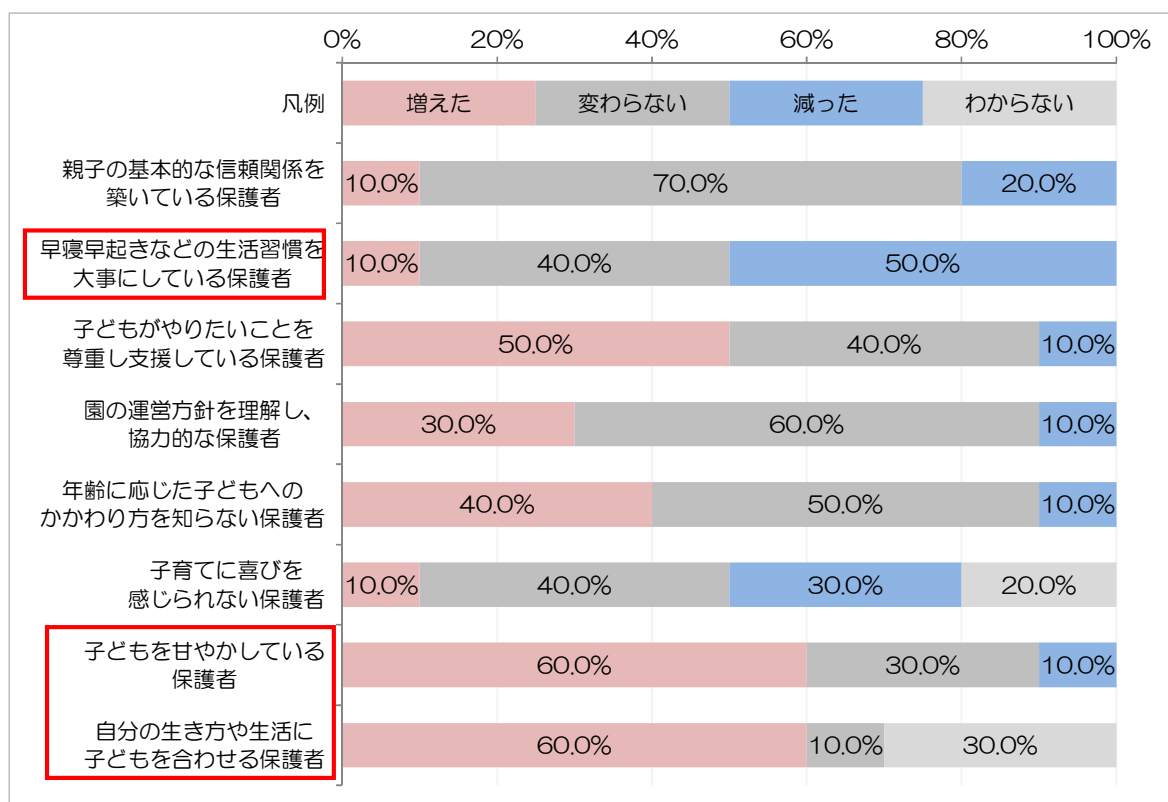
本町にある保育所、幼稚園等を対象とし直接配付・回収を行い10施設から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 最近10年間での保護者の変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「子どもを甘やかしている保護者」、「自分の生き方や生活に子どもを合わせる保護者」（60.0%）となっています。

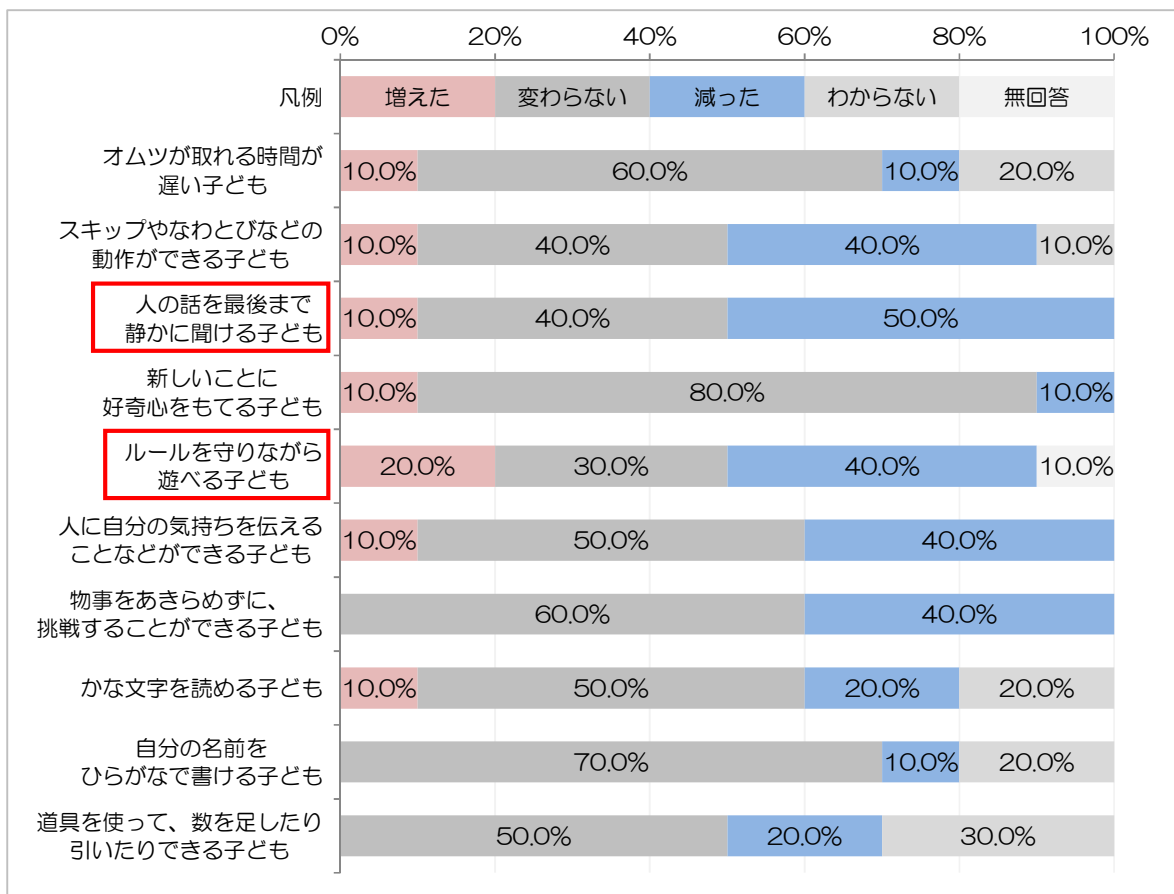
「減った」の割合が高い項目は、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」（50.0%）となっています。



② 最近10年間での子どもの育ちの変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「ルールを守りながら遊べる子ども」(20.0%)となっています。

「減った」の割合が高い項目は、「人の話を最後まで静かに聞ける子ども」(50.0%)となっています。



③ 幼児期に身に付けておくべき「生きる力」について

ア) 生活面

主な意見
身の回りのことを本人がやる前に親が手助けしてしまっている。
偏食、好き嫌が多い子が増えた。アレルギーや肌が弱い子が増えた。
規則的な生活習慣が身に付いておらず、決まった時間に起きられない、朝食をとれない等の子どもが見受けられる。

イ) 人とかかわる力

主な意見
集団行動が苦手な子が多く、自分の思ったとおりにならないと怒る、泣く等する子がいる。
友達よりも保育士のそばに居ようとする子どもがいる。
園はもとより、道で出会った人や知らない人にもあいさつができるようになってほしい。
人から物を借りたら「ありがとう」、間違ってお友だちを傷つけたりした時「ごめんね」の言葉が素直に言えるようになってほしい。

ウ) 学びに向かう力を付けるために大事なこと

主な意見
色々な物事を提供し興味関心が持てるようにする。
多くの場所、環境、人とかかわる機会を多く持つこと。
思い切り体を使って遊ぶ事、自然体験を思い切り楽しむ事。
人の話しをしっかりと聞く力、自分の思いを相手に伝える力を育てていくこと。

④ 「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

主な意見
親子の会話をたくさんすることが大切。
絵本の読み聞かせ等をたくさん行う。
子どもの性格や個性をしっかりと見極め、家庭と保育園との共通理解が必要。
子どもが一人の人間として受け止められ、信頼関係を構築すること。過干渉や放任ではなく、見守ることを大人が大切にすること。
子どもと同じ目線になれる親になり、子どもと興味関心を共有する。

第3章 第1期計画の実施状況



1 量の見込み・確保方策の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数、瀬戸内町全体）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
平成 27 年度	見込み	119人	92人	29人	97人	126人
	実績	53人	69人	0人	41人	41人
	差異(実績-見込み)	▲66人	▲23人	▲29人	▲56人	▲85人
平成 28 年度	見込み	115人	89人	29人	101人	130人
	実績	55人	109人	3人	76人	79人
	差異(実績-見込み)	▲60人	20人	▲26人	▲25人	▲51人
平成 29 年度	見込み	115人	89人	29人	101人	130人
	実績	56人	94人	4人	85人	89人
	差異(実績-見込み)	▲59人	5人	▲25人	▲16人	▲41人
平成 30 年度	見込み	109人	85人	29人	101人	130人
	実績	60人	82人	8人	76人	84人
	差異(実績-見込み)	▲49人	▲3人	▲21人	▲25人	▲46人
平成 31 年度	見込み	112人	88人	29人	101人	130人
	実績	79人	80人	8人	80人	88人
	差異(実績-見込み)	▲33人	▲8人	▲21人	▲21人	▲42人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※各事業の事業概要については、本計画書76頁から82頁まで記載しています。

① 地域子育て支援拠点事業

月間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	218人日	224人日	224人日	224人日
実績	260人日	264人日	240人日	220人日
差異(実績-見込み)	42人日	40人日	16人日	▲4人日

② 一時預かり事業（在園児対象型）

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	16,990人日	16,312人日	16,377人日	15,620人日
実績	8,150人日	6,936人日	7,735人日	8,782人日
差異（実績-見込み）	▲8,840人日	▲9,376人日	▲8,642人日	▲6,838人日

③ 一時預かり事業（在園児対象型除く）

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	2,965人日	2,959人日	2,964人日	2,907人日
実績	0人日	984人日	500人日	538人日
差異（実績-見込み）	▲2,965人日	▲1,975人日	▲2,464人日	▲2,369人日

④ 病児保育事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	559人日	554人日	555人日	542人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	▲559人日	▲554人日	▲555人日	▲542人日

⑤ 子育て援助支援事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	0人日	0人日	0人日	0人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	0人日	0人日	0人日	0人日

⑥ 利用者支援事業

実施箇所数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	2か所	2か所	2か所	2か所
実績	0か所	0か所	0か所	0か所

⑦ 妊婦に対する健康診査

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	1,098人回	1,089人回	1,061人回	1,044人回
実績	660人回	629人回	708人回	801人回
差異（実績-見込み）	▲438人回	▲460人回	▲353人回	▲243人回

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	61人	61人	61人	61人
実績	65人	65人	65人	71人
差異（実績-見込み）	4人	4人	4人	10人

⑨ 養育支援訪問事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	34人	34人	34人	34人
実績	40人	40人	40人	33人
差異（実績-見込み）	6人	6人	6人	▲1人

⑩ 時間外保育事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	109人	108人	108人	105人
実績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-見込み）	▲109人	▲108人	▲108人	▲105人

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	47人	49人	50人	50人
実績	25人	35人	42人	53人
差異（実績-見込み）	▲22人	▲14人	▲8人	3人

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

(1) 地域における子育ての支援

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 世代間交流の推進

【主な事業・取組の実施状況】

へき地保育の充実				
事業概要	交通条件などに恵まれない地域において保育を要する地域児童の福祉増進を図るため、集落の公民館等を利用し、へき地保育所の運営を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月1日入所児童数	62人	62人	58人	50人

地域子育て支援拠点事業				
概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、保育士・看護師等による子育てについての相談、情報提供等の支援を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間平均延べ人数	260人	264人	240人	220人

発達支援事業				
概要	子育てに対する不安や育児のしづらさを感じている保護者とお子さんを対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに、お子さんにはルールを学び周りの子どもとのかかわりを学ぶ場として提供し、関係機関の紹介・相談を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3歳6か月未満児	43人	67人	44人	29人
3歳6か月以上児	126人	104人	80人	36人

かごしま子育て支援パスポート				
概要	ステッカーの貼ってある協賛店で見せることで、様々な子育て支援サービスを提供しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付枚数	54枚	19枚	13枚	11枚

瀬戸内町子ども会				
概要	各種の事業・活動をとおして育成会員等の相互の協力と研究により、人間としての基本的な生活習慣を徹底し及び相手を尊重し、郷土を愛する態度を育て、冷静な判断・安全な行動のできる子どもを育成することを目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入者数	538人	507人	414人	522人
団体数	12地区	10地区	10地区	14地区

児童手当				
概要	中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に対して支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6月件数	536件	530件	517件	510件
6月総支給額	40,025,000円	39,450,000円	38,805,000円	38,150,000円
10月件数	507件	493件	494件	484件
10月総支給額	39,490,000円	38,560,000円	37,880,000円	37,800,000円
2月件数	514件	504件	500件	497件
2月総支給額	40,105,000円	39,470,000円	38,630,000円	38,635,000円

(2) 母性の育成並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 小児医療の充実

【主な事業・取組の実施状況】

不妊治療助成事業				
概要	出産・子育てを希望する夫婦に対し不妊治療の経済的負担の軽減を目的とし、不妊治療に要する費用の助成を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定不妊治療件数	3件	3件	10件	4件

妊婦に対する健康診査				
概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診延べ人数	660人	629人	708人	801人

乳児家庭全戸訪問事業				
概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	65人	65人	65人	71人

養育支援訪問事業				
概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	40人	40人	40人	33人

産前・産後サポート事業				
概要	家庭や地域での妊産婦等の孤立感解消を図るため、助産師・保健師等による育児知識や情報提供・個別相談を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	—	—	—	27人

産後ケア事業				
概要	産婦及び乳幼児が、家庭等から十分な家事・育児等の支援が受けられない者であり、母に心身の不調・育児不安等がある者に対して、母子の居宅を訪問し、母体の心身ケア、乳児ケアを実施するとともに育児指導等を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	—	—	—	15人

乳幼児医療費助成				
概要	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもの保険診療に係る医療費を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	272人	274人	284人	303人

乳幼児医療給付事業				
概要	平成30年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療費の窓口負担を無くす制度を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	—	—	—	35人

乳幼児健診				
概要	妊産婦や乳幼児の健康増進に向けて、妊婦乳幼児健康診査、母子相談、フッ化物塗布、健康づくり教育等の母子健康事業を充実させました。			
3か月児健診				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	65人	56人	61人	62人
受診率	95.6%	96.6%	100.0%	96.8%
1歳6か月児健診				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	63人	71人	55人	44人
受診率	94.0%	95.9%	94.8%	89.8%
3歳児健診				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	75人	54人	61人	57人
受診率	91.5%	96.4%	87.1%	90.5%

児童・生徒医療費助成事業				
概要	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもの保険診療に係る医療費を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	—	—	446人	542人

未熟児養育医療費助成				
概要	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行うとともに、結核児童に対して療育の給付を行い、児童の福祉を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者実人数	3人	1人	9人	5人
延べ診療月数	10月	1月	20月	10月

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

就学時子育て学習講座				
概要	翌年小学校入学の子どもをもつ保護者を対象に、子どもたちに「生きる力」の基礎的な資質や能力を育むための家庭教育の在り方について考える機会を提供することにより、家庭の教育力再生を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受講人数	64人	80人	72人	66人

家庭教育研修会				
概要	家庭教育・しつけに関わる講話や人権教育に対する知識と理解を深めることで、家庭における教育機会の活性化を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	154人	134人	154人	162人

小中学校教育懇談会の開催				
概要	学校の経営・運営にあたっての課題や、存続に対する対策・方法について、校区住民の皆さんやPTAの方々と一緒に検討しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	13回	1回	13回	0回

放課後子ども教室事業				
概要	子どもたちの放課後における安全・安心な居場所を設け、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	51人	83人	72人	102人

AI ロボットプログラミング体験事業				
概要	今後の地域を担う児童に対し、AI ロボットを通じ活用したプログラミング教育を実施し「未来の創り手となるための資質、能力を育む教育を実現」を目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	—	—	—	3人

瀬戸内限定！ラジオ体操せとうち選手権				
概要	基本的な生活習慣の生活リズム向上を目的とし、早寝・早起き・ラジオ体操・朝ごはんの定着を目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
夏休み期間中表彰対象者	136人	176人	180人	178人

プレ・ゴールデンエイジ事業				
概要	運動神経は10歳頃で決まると言われています。本町では、プレ・ゴールデンエイジ（4歳～6歳 未就学児）に注目し、遊びの中から色々な動きを体験させ、楽しく安全に運動神経を培わせることを目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	277人	317人	317人	209人

瀬戸内町スポーツ少年団				
概要	スポーツをとおして健康なからだを心を養い、ルールを守り、他人に迷惑をかけない立派な人間になることを目的とし、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をし、スポーツのよこびを学び、友情と協力を大切にしています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団員数	73人	93人	83人	92人
団体数	10団体	9団体	9団体	9団体

ひぎやわらべヨット教室				
概要	ヨットによるセイリング体験や海辺の生物観察を行うことにより、瀬戸内町(大島海峡)の豊かな自然を再確認すること及びヨットのセイリング体験により協力し合う心を育てることを目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	—	11人	19人	20人

水泳教室				
概要	水泳のできないあるいは苦手な小学一年生を超える児童生徒を対象に、体力・技術の向上を目的として実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	104人	109人	75人	—

請阿室自然体験事業				
概要	請島の豊かな自然環境の中で、施設利用者が野外活動や自然観察、集団生活をとおして、自然の大切さを学んでもらうとともに豊かな心を養っていくことを目的としています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	—	—	27人	14人

特別支援教育就学奨励費				
概要	小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な奨励費を支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給人数	11人	12人	15人	17人
支給金額	680,561円	570,348円	1,142,351円	956,014円

就学援助費				
概要	準要保護児童生徒への給食費、学用品費等の支援。要保護、準要保護児童生徒への医療費の助成を行いました。(学校保健法に定められている病気に限る)			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	155人	138人	151人	160人
支給金額	7,593,730円	6,686,000円	8,356,180円	8,230,380円

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心まちづくりの推進

【主な事業・取組の実施状況】

カーブミラーの整備				
概要	交通安全対策として、見通しの悪い交差点や町道にカーブミラーを設置し、交通事故防止に努めました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
整備箇所	5か所	7か所	7か所	10か所

防犯灯設置及び維持管理費補助金				
概要	夜間における防犯対策と青少年育成を図るため、防犯灯設置についての補助金を交付しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	2か所	2か所	47か所	120か所

青少年ふるさと美化活動事業				
概要	県内全市町村で、青少年の心の教育や環境教育の一環として一斉に清掃美化活動を実施し、世代間交流を図るとともにふるさとの良さを再発見させ、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりを推進しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	1,149人	1,109人	755人	835人

遠距離通学児童生徒援助費（小・中・高・幼）				
概要	片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上である者を対象として、通学費の1/2を補助しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	26人	31人	37人	47人
支給金額	2,643,500円	2,600,100円	3,412,400円	3,471,940円

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための支援
- (3) 結婚・妊娠・出産の切れ目のない支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

妊婦健康診査交通費等支援事業				
概要	町内に居住する妊婦に対し、健康診査を受けるため必要な交通費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	—	56 人	55 人	70 人
支給回数	—	418 回	570 回	720 回
地域活性化定住促進事業（出産祝金）				
概要	本町に居住及び住所を有する者の出産に対してこれを祝福し、出生児の健やかな成長に寄与するため、瀬戸内町出産祝金を支給することにより、町の将来の活力を支えていく子どもの出生を奨励することを目的としています。また、祝金を地元商工会の商品券によることにより、地域経済の活性化を図りました。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	62 人	51 人	63 人	64 人
支給総額	6,950,000 円	4,350,000 円	6,650,000 円	7,650,000 円
結婚新生活支援事業				
概要	婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、若い世代の結婚の希望をかなえ地域における少子化対策の強化に資することを目的としています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	—	—	1 人	1 人

(6) 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
- (3) 被害に遭った子どもの保護

【主な事業・取組の実施状況】

交通安全教室	
概要	交通安全対策の一環として幼稚園等に出向き、各年代に応じた交通安全教室を実施しました。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- | |
|------------------|
| (1) 児童虐待防止対策 |
| (2) ひとり親家庭等の自立支援 |
| (3) 障がい児施策の充実 |

【主な事業・取組の実施状況】

要保護児童対策地域協議会				
概要	「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑に情報が提供されており、迅速な対応に努めました。			
生活援助対策事業				
概要	ひとり親家庭の自立支援を実施するため、ひとり親家庭医療費の助成、児童扶養手当の給付等、経済的支援を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ひとり親家庭医療 登録者数	134人	142人	132人	141人
児童扶養手当 登録者数	—	154人	157人	147人
心身障害児療育旅費助成事業				
概要	18歳未満の心身障がい児療育を目的として鹿児島県本土の医療機関を受診する際の旅費の一部助成を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	13件	9件	13件	12件
巡回相談				
概要	児童相談所・知的障害者更生相談所を利用することが困難な地域を対象に、巡回により各種相談に応じることによって、児童・知的障がい者福祉の向上を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	8件	12件	12件	7件

第 4 章 基本理念、基本目標等



1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「豊かで、美しい、誇れるふるさと瀬戸内」

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

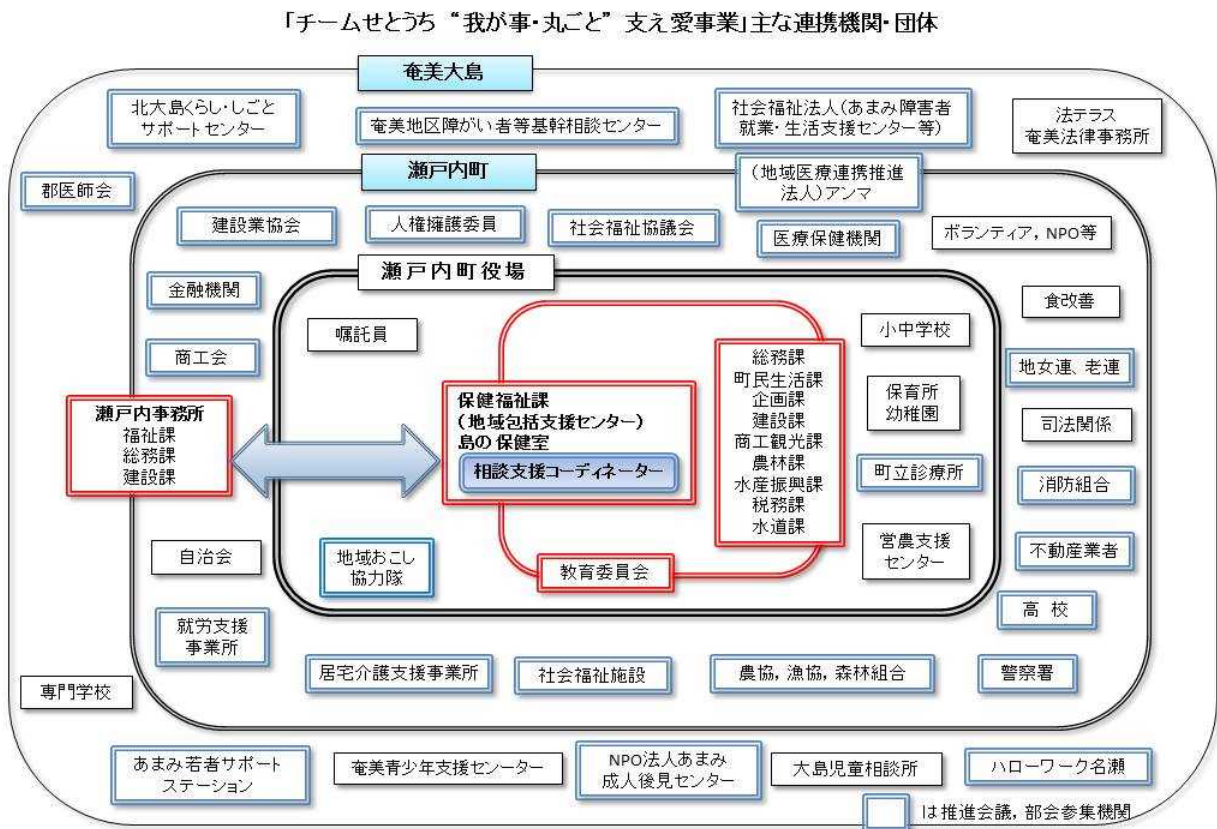
【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

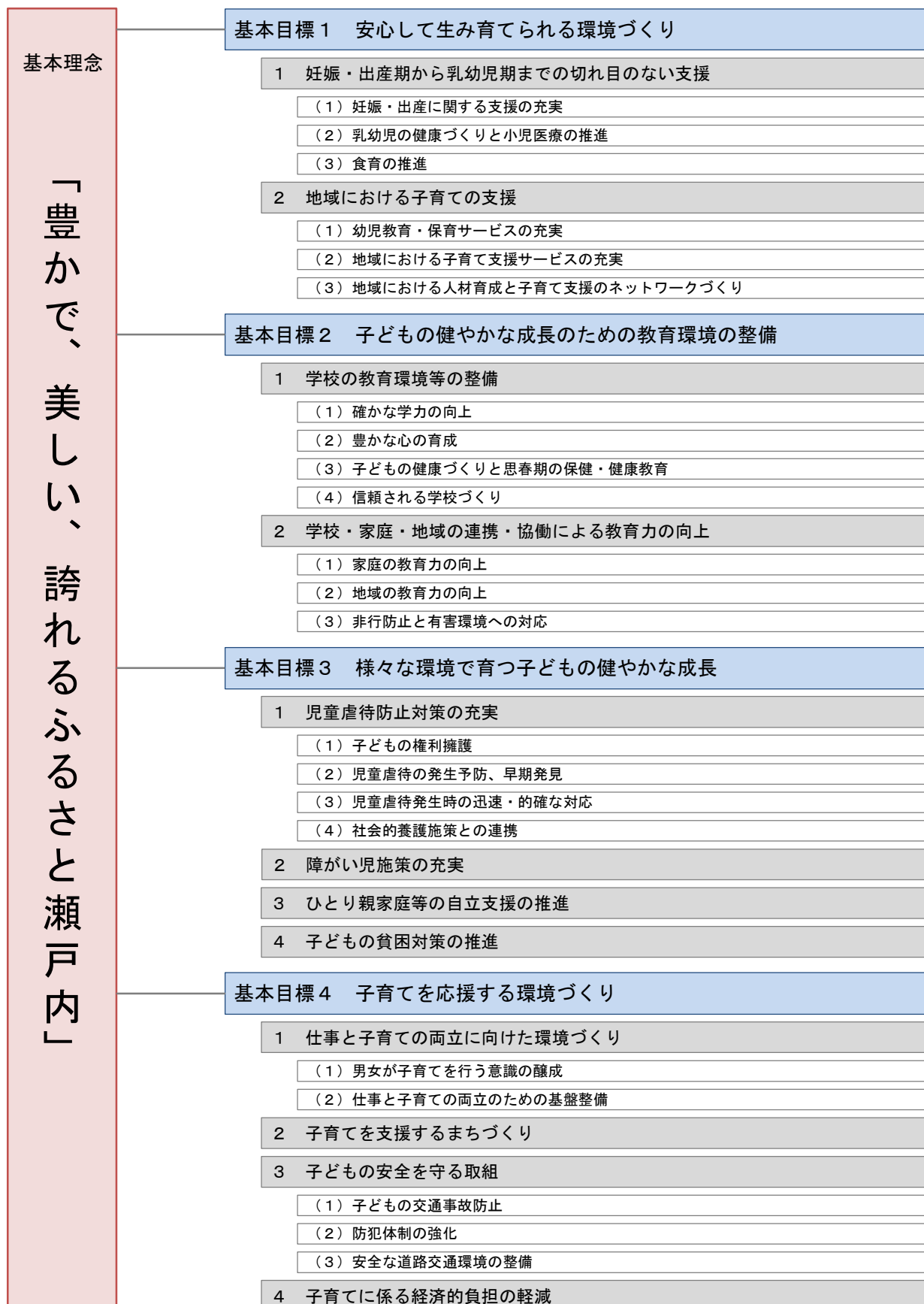
3 「我が事・丸ごと」支え愛のまちづくりとの連携による推進

本町では、平成 29 年度より、誰もが居場所と出番があり、地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、町民一人一人が、子育てや介護、障がい、生活困窮、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の多様化・複合化した困りごとや地域の課題を「我が事」と捉え、「丸ごと」受け止め、解決を図る地域づくりに主体的に取り組むとともに、多分野・多機関が連携・協働して、チームとして包括的に支援する「我が事・丸ごと」支え愛のまちづくりに取り組んでいます。

妊娠期・乳幼児期から概ね 18 歳未満までの切れ目のない子育て支援のためには、多分野・多機関の連携・協働が不可欠なことから、「我が事・丸ごと」支え愛のまちづくりと連携して計画の推進を図ります。



4 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組



基本目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うことを目的とし「子育て世代包括支援センター」を設置します。

幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び産後ケア事業等の母子保健施策充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。

また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費への助成を行います。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所や幼稚園において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
不妊治療助成事業	出産・子育てを希望する夫婦に対し不妊治療の経済的負担の軽減を目的とし、不妊治療に要する費用の助成を行う。	保健福祉課
妊婦に対する健康診査	妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施（①、②については町外医療機関で実施）するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	保健福祉課
産婦に対する健康診査	産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②産後うつスクリーニング検査等実施し、産後のメンタルヘルスを含めた保健指導を実施する。	保健福祉課
新生児聴覚検査	新生児の聴覚検査を実施し聴覚異常の早期発見を行う。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	保健福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	保健福祉課
産前・産後サポート事業	家庭や地域での妊産婦等の孤立感解消を図るため、助産師・保健師等による育児知識や情報提供・個別相談を実施する。	保健福祉課
産後ケア事業	産婦及び乳幼児が、家庭等から十分な家事・育児等の支援が受けられない者であり、母に心身の不調・育児不安等がある者に対して、母子の居宅を訪問し、母体の心身ケア、乳児ケアを実施するとともに育児指導等を行う。	保健福祉課
発達支援事業	子育てに対する不安や育児のしづらさを感じている保護者とお子さんを対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに、お子さんにはルールを学び周りの子どもとのかかわりを学ぶ場として提供し、関係機関の紹介・相談を行う。	保健福祉課
乳幼児健診	妊産婦や乳幼児の健康増進に向けて、妊婦乳幼児健康診査、母子相談、フツ化物塗布、健康づくり教育等の母子健康事業を実施する。	保健福祉課

2 地域における子育ての支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組むとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、瀬戸内町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、幼稚園、保育所といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所や認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となっている「地域子育て支援拠点事業」の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、保育士・看護師等による子育てについての相談、情報提供等の支援を行う。	保健福祉課
へき地保育の充実	交通条件などに恵まれない地域において保育を要する地域児童の福祉増進を図るため、集落の公民館等を利用し、へき地保育所の運営を行う。	町民生活課
かごしま子育て支援サポート事業	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援するため実施する。	町民生活課

【基本目標1 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	保育所待機児童数	※10人	※30人	町民生活課
2	放課後児童クラブ待機児童数	※20人	※40人	町民生活課
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	43.6% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	9.3% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	40.5% (年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
6	1歳6か月児健診の受診率	89.8% (H30年度)	増加 (R5年度)	保健福祉課
7	3歳児健診の受診率	90.5% (H30年度)	増加 (R5年度)	保健福祉課

※1：平成31年4月1日現在

※2：平成31年4月1日現在

※3：令和6年4月1日時点

※4：令和6年4月1日時点

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
小中学校教育懇談会	学校の経営・運営にあたっての課題や、存続に対する対策・方法について、校区住民やPTAの皆さんと一緒に考える。	教委総務課
放課後子ども教室事業	子どもたちの放課後における安全・安心な居場所を設け、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	社会教育課
瀬戸内限定！ラジオ体操せとうち選手権	基本的な生活習慣の生活リズム向上を目的とし、早寝・早起き・ラジオ体操・朝ごはんの定着を目指す。	社会教育課
プレ・ゴールデンエイジ事業	プレ・ゴールデンエイジ（4歳～6歳 未就学児）に注目し、遊びの中から色々な動きを体験させ、楽しく安全に運動神経を培わせることを目的とする。	社会教育課
瀬戸内町スポーツ少年団	スポーツをとおして健康なからだを養い、ルールを守り、他人に迷惑をかけない立派な人間になることを目的とする。	社会教育課
青少年ふるさと美化活動事業	県内全市町村で、青少年の心の教育や環境教育の一環として一斉に清掃美化活動を実施し、世代間交流を図るとともにふるさとの良さを再発見させ、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりをする。	社会教育課
AIロボットプログラミング体験事業	今後の地域を担う児童に対し、AIロボットを通じ活用したプログラミング教育を実施し「未来の創り手となるための資質、能力を育む教育を実現」を目的とする。	企画課
請阿室自然体験事業	請島の豊かな自然環境の中で、施設利用者が野外活動や自然観察、集団生活をとおして、自然の大切さを学んでもらうとともに豊かな心を養っていく。	企画課

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

(3) 非行防止と有害環境への対応

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して、取組を進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
就学时子育て学習講座	翌年小学校入学の子どもをもつ保護者を対象に、子どもたちに「生きる力」の基礎的な資質や能力を育むための家庭教育の在り方について考える機会を提供することにより、家庭の教育力再生を図る。	社会教育課
家庭教育研修会	家庭教育・しつけに関わる講話や人権教育に対する知識と理解を深めることで、家庭における教育機会の活性化を図る。	社会教育課

【基本目標2 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	33.9% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	33.9% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	37.8% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

様々な環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人一人の子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

① 相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を行います。

② 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

(4) 社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て支援短期事業（ショートステイ）等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
瀬戸内町要保護児童対策地域協議会	児童虐待問題に関する各関係機関から円滑に情報が提供されており、迅速な対応に努めている。	町民生活課

2 障がい児施策の充実

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

また、医療的ニーズの高い障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
心身障害児療育旅費助成事業	18歳未満の心身障がい児療育を目的として鹿児島県本土の医療機関を受診する際の旅費の一部助成を行う。	保健福祉課
巡回相談 (大島児童相談所)	児童相談所・知的障害者更生相談所を利用することが困難な地域を対象に、巡回により各種相談に応じることによって、児童・知的障がい者福祉の向上を図る。	保健福祉課
特別児童扶養手当	身体又は精神に重度又は中度以上の障がいを有する児童を監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している方に支給する。	町民生活課
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障がい児を対象に支給する。	保健福祉課
障害児通所支援 (児童発達支援)	就学前の障がいのある児童に対して、基本的な日常生活動作の訓練や集団生活への適応訓練を行う。	保健福祉課
特別支援教育就学奨励費	小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な奨励費を支給する。	教委総務課

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
生活援助対策事業	ひとり親家庭の自立支援を実施するため、ひとり親家庭医療費の助成、児童扶養手当の給付等、経済的支援を実施する。	町民生活課
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (鹿児島県事業)	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。	町民生活課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (鹿児島県事業)	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。	町民生活課
ひとり親家庭自立支援給付金事業 (鹿児島県事業)	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。	町民生活課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (鹿児島県事業)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	町民生活課

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

【基本目標3 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置 (R1年度)	設置 (R6年度)	町民生活課
2	要保護児童対策地域協議会における調整担当者の配置	未配置 (R1年度)	配置 (R6年度)	町民生活課
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	8.4% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
4	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	9.7% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
5	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前児童保護者の割合	17.1% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
6	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	16.9% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進、交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育てを応援する環境づくりを推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

(1) 男女が子育てを行う意識の醸成

男女が子育てを行う意識を高めるため、講座や講演会を開催するなどの取組を行います。また、学校教育においては、男女平等教育を推進するための取組を行います。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
妊婦健康診査交通費等支援事業	町内に居住する妊婦に対し、健康診査を受けるため必要な交通費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	保健福祉課
地域活性化定住促進事業（出産祝金等）	本町に居住及び住所を有する者の出産に対してこれを祝福し、出生児の健やかな成長に寄与するため、瀬戸内町出産祝金を支給することにより、町の将来の活力を支えていく子どもの出生を奨励することを目的とする。加えて、本町小学校入学祝金及び古仁屋高等学校入学祝金を支給する。また、祝金を地元商工会の商品券で支給することにより、地域経済の活性化を図る。	町民生活課
結婚新生活支援事業	婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、若い世代の結婚の希望をかなえ地域における少子化対策の強化に資することを目的とする。	企画課

2 子育てを支援するまちづくり

良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。また、町民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

3 子どもの安全を守る取組

(1) 子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。

(2) 防犯体制の強化

保育所、認定こども園において、「危機管理マニュアル」などにに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、関係団体と連携した見守り活動や防犯ボランティア活動を支援します。

(3) 安全な道路交通環境の整備

保育園や認定こども園における園児の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
カーブミラーの整備	交通安全対策として、見通しの悪い交差点や町道にカーブミラーを設置し、交通事故防止に努める。	総務課
交通安全看板等の設置	交通事故等の抑止のため、通学路等に交通安全に関する看板を設置する。	総務課
防犯灯設置及び維持管理費補助金	夜間における防犯対策と青少年育成を図るため、防犯灯設置についての補助金を交付する。	総務課

4 子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。また、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、公営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
児童手当	中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に対して支給する。	町民生活課
乳幼児医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもの保険診療に係る医療費を助成する。	町民生活課

第5章 基本目標ごとの取組

事業・取組名	概要	担当課
乳幼児医療給付事業	平成30年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療費の窓口負担を無くす制度を実施している。	町民生活課
児童・生徒医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもの保険診療に係る医療費を助成する。	町民生活課
生活援助対策事業 (再掲)	ひとり親家庭の自立支援を実施するため、ひとり親家庭医療費の助成、児童扶養手当の給付等、経済的支援を実施する。	町民生活課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲) (鹿児島県事業)	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。	町民生活課
就学援助費	準要保護児童生徒への給食費、学用品費等の支援。要保護、準要保護児童生徒への医療費の助成。(学校保健法に定められている病気に限る)	教委総務課
遠距離通学児童生徒援助費	片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上である者を対象として、通学費の1/2を補助する。	教委総務課

【基本目標4 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	44.5% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	34.0% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	25.1% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	22.8% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民生活課 (保護者調査)

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制



1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では地理的条件を勘案し、第1期計画と同様に「教育・保育」の提供区域については「瀬戸内区域」と「加計呂麻区域」の2区域として設定します。また、「地域子ども・子育て事業」の提供区域は町全体1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業については、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

【全国共通で「量の見込み」を算出する事業】

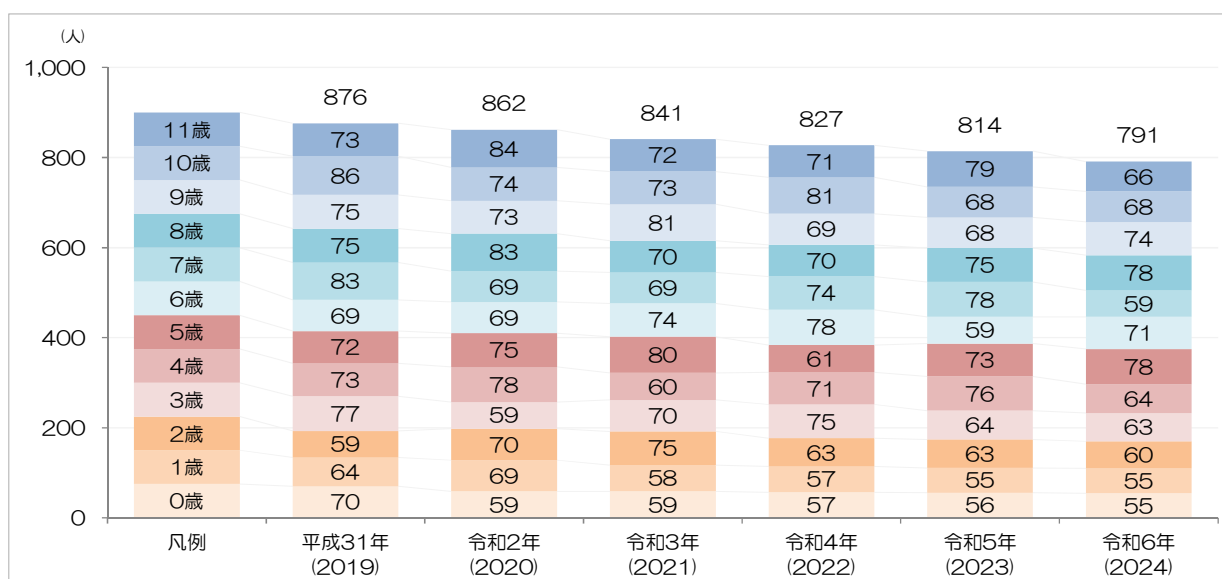
事業	対象児童年齢
1号認定	3～5歳
2号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）	3～5歳
3号認定	0歳、1・2歳
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業	1～6年生
子育て短期支援事業	0～18歳
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業	在園児型 3～5歳、その他 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業	0～5歳、1～3年生、4～6年生

① 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、平成27年から平成31年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、*コーホート変化率法を用いて算出しました。

*コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	実績	推計				
	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	70人	59人	59人	57人	56人	55人
1歳	64人	69人	58人	57人	55人	55人
2歳	59人	70人	75人	63人	63人	60人
3歳	77人	59人	70人	75人	64人	63人
4歳	73人	78人	60人	71人	76人	64人
5歳	72人	75人	80人	61人	73人	78人
小計	415人	410人	402人	384人	387人	375人
6歳	69人	69人	74人	78人	59人	71人
7歳	83人	69人	69人	74人	78人	59人
8歳	75人	83人	70人	70人	75人	78人
9歳	75人	73人	81人	69人	68人	74人
10歳	86人	74人	73人	81人	68人	68人
11歳	73人	84人	72人	71人	79人	66人
小計	461人	452人	439人	443人	427人	416人
合計	876人	862人	841人	827人	814人	791人



② 潜在的家庭類型と「量の見込み」の算出

「国の手引き」では、各事業の将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート調査結果での母親の就労希望等を反映させた「潜在的家庭類型」が求められます。

前頁①に記載した推計児童数を用いて、以下の計算式で「量の見込み」を算出することとしています。

ア) 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在的家庭類型（％）」＝「家庭類型別児童数（人）」

イ) 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

【本町の家庭類型（「現在」及び「潜在」）】

タイプ	現在		潜在	
	人数	割合	人数	割合
タイプA	18人	9.6%	18人	9.5%
タイプB	82人	43.6%	95人	50.3%
タイプC	35人	18.6%	31人	16.4%
タイプC'	13人	6.9%	14人	7.4%
タイプD	39人	20.7%	30人	15.9%
タイプE	1人	0.5%	1人	0.5%
タイプE'	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプF	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	188人	100.0%	188人	100.0%

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

① 瀬戸内区域

1年目（令和2年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	18人	86人	12人	88人	100人
確保方策	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		36人	0人	18人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		120人	15人	98人	113人
過不足（②-①）		93人		34人	3人	10人	13人

2年目（令和3年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	18人	86人	12人	84人	96人
確保方策	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		36人	0人	18人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		120人	15人	98人	113人
過不足（②-①）		93人		34人	3人	14人	17人

3年目（令和4年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		80人	18人	85人	11人	76人	87人
確保 方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		36人	0人	18人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		120人	15人	98人	113人
過不足（②-①）		95人		35人	4人	22人	26人

4年目（令和5年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	18人	87人	11人	75人	86人
確保 方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		36人	0人	18人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		120人	15人	98人	113人
過不足（②-①）		93人		33人	4人	23人	27人

5年目（令和6年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		79人	17人	84人	11人	73人	84人
確保 方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		36人	0人	18人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		120人	15人	98人	113人
過不足（②-①）		96人		36人	4人	25人	29人

② 加計呂麻区域

1年目（令和2年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	18人	0人	7人	7人
② 確保 方策	へき地保育所	0人		24人	0人	12人	12人
	② 合計	0人		24人	0人	12人	12人
過不足（②-①）		0人		6人	0人	5人	5人

2年目（令和3年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	18人	0人	7人	7人
② 確保 方策	へき地保育所	0人		24人	0人	12人	12人
	② 合計	0人		24人	0人	12人	12人
過不足（②-①）		0人		6人	0人	5人	5人

3年目（令和4年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	17人	0人	6人	6人
② 確保 方策	へき地保育所	0人		24人	0人	12人	12人
	② 合計	0人		24人	0人	12人	12人
過不足（②-①）		0人		7人	0人	6人	6人

4年目（令和5年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	18人	0人	6人	6人
② 確保 方策	へき地保育所	0人		24人	0人	12人	12人
	② 合計	0人		24人	0人	12人	12人
過不足（②-①）		0人		6人	0人	6人	6人

5年目（令和6年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	17人	0人	6人	6人
② 確保 方策	へき地保育所	0人		24人	0人	12人	12人
	② 合計	0人		24人	0人	12人	12人
過不足（②-①）		0人		7人	0人	6人	6人

③ 瀬戸内町全体（①瀬戸内区域と②加計呂麻区域の合計）

1年目（令和2年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	18人	104人	12人	95人	107人
確保 方策	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		60人	0人	30人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		144人	15人	110人	125人
過不足（②-①）		93人		40人	3人	15人	18人

2年目（令和3年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	18人	104人	12人	91人	103人
確保 方策	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		60人	0人	30人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		144人	15人	110人	125人
過不足（②-①）		93人		40人	3人	19人	22人

3年目（令和4年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		80人	18人	102人	11人	82人	93人
確保方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		60人	0人	30人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		144人	15人	110人	125人
過不足（②-①）		95人		42人	4人	28人	32人

4年目（令和5年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		82人	17人	105人	11人	81人	92人
確保方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		60人	0人	30人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		144人	15人	110人	125人
過不足（②-①）		93人		39人	4人	29人	33人

5年目（令和6年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定		
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1、2歳	合計
① 量の見込み		79人	17人	101人	11人	79人	90人
確保方針	幼稚園	175人					
	認可保育所			78人	0人	42人	42人
	地域型保育事業				11人	27人	38人
	へき地保育所	0人		60人	0人	30人	18人
	企業主導型保育施設			6人	4人	11人	15人
	② 合計	175人		144人	15人	110人	125人
過不足（②-①）		96人		43人	4人	31人	35人

(3) 保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 3歳未満推計人数	198人	192人	177人	174人	170人
② 3歳未満量の見込み	107人	103人	93人	92人	90人
③ 3歳未満利用定員数	125人	125人	125人	125人	125人
④ 保育所等利用割合 (②÷①)	54.0%	53.6%	52.5%	52.9%	52.9%
⑤ 保育利用率(定員充足率)(③÷①)	63.1%	65.1%	70.6%	71.8%	73.5%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【月間延べ人数】		243人日	243人日	243人日	243人日	243人日
確保 方策	【月間延べ人数】	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 養育支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み算出の考え方	平成27年度から令和元年度までの5年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	保健福祉課において保健師等での対応を継続。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	37人	37人	37人	37人	37人
確保方策 【実施箇所及び対応数】	保健師 保健福祉課	保健師 保健福祉課	保健師 保健福祉課	保健師 保健福祉課	保健師 保健福祉課

(3) 利用者支援事業

① 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

② 特定型

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

※①、② 量の見込み及び確保方策

量の見込み算出の考え方	当面は町単独事業として実施予定のため、地域子ども・子育て支援事業としての計上は行っていない。
確保方策の考え方	町単独事業として、子育て世代包括支援センターで対応。地域子ども・子育て支援事業としての計上は行っていない。

③ 母子保健型

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

量の見込み算出の考え方	様々なニーズに対応するため、子育て世代包括支援センターを設置。
確保方策の考え方	子育て世代包括支援センターで対応。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見 込 み	1号認定による利用 【年間延べ人数】	800人日	800人日	800人日	800人日	800人日
	2号認定による利用 【年間延べ人数】	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日
確保 方 策	【年間延べ人数】	8,000人日	8,000人日	8,000人日	8,000人日	8,000人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		674人日	674人日	674人日	674人日	674人日
確保 方 策	【年間延べ人数】	700人日	700人日	700人日	700人日	700人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保方策	【年間延べ人数】	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
	【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

(6) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保方策	【年間延べ人数】	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
	【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

(7) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	平成27年度から令和元年度までの5年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	産科医療機関での対応を継続。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	720人回	720人回	720人回	720人回	720人回
確保方策 【実施箇所】	産科医療機関	産科医療機関	産科医療機関	産科医療機関	産科医療機関

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	平成27年度から令和元年度までの5年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	保健福祉課において助産師及び保健師での対応を継続。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	67人	67人	67人	67人	67人
確保方策 【実施箇所及び対応数】	助産師 保健師 保健福祉課	助産師 保健師 保健福祉課	助産師 保健師 保健福祉課	助産師 保健師 保健福祉課	助産師 保健師 保健福祉課

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	【年間実人数】	0人	0人	0人	0人
	【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことが出来る施設において養育・保護を行う事業です（原則として7日以内）。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保方策	【年間延べ人数】	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
	【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

(11) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことが出来る施設において児童を預かる事業で、宿泊も可能です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保方策	【年間延べ人数】	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
	【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見 込 み	1年生	12人	12人	12人	10人	12人
	2年生	9人	9人	10人	11人	8人
	3年生	7人	6人	6人	6人	7人
	4年生	15人	16人	14人	14人	14人
	5年生	9人	8人	10人	8人	8人
	6年生	3人	3人	3人	3人	2人
	合計	55人	54人	55人	52人	51人
確保 方 策	【年間実人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、確保方策が不足する地域にあっては、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することにより、低年齢児の待機児童対策として有効であると考えられていることから、需要と供給のバランスを考慮しつつ、移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

幼稚園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

第7章 放課後子ども総合プラン



1 新・放課後子ども総合プランの概要

国が平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」(以下、「総合プラン」という。)では、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしています。

また、「総合プラン」では、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

「総合プラン」に基づき、本町の放課後児童クラブ、放課後子ども教室における取組の方向性を示すものとして「放課後子ども総合プラン」を策定します。

【「新・放課後子ども総合プラン」の概要】

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

本町では古仁屋小学校で実施しています。

学校区	放課後児童クラブ名	実施場所	登録児童数
古仁屋小学校区	古仁屋児童クラブ	古仁屋小学校内	55人
令和元年12月1日現在登録児童数合計			55人

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

令和元年12月1日現在、3か所で実施しています。

学校区	放課後子ども教室名	実施場所	実施曜日	登録児童数
古仁屋小学校	古仁屋放課後子ども教室	きゅら島交流館ほか	月～金	53人
阿木名小学校	阿木名放課後子ども教室	阿木名公民館	火・金	16人
嘉鉄小学校	嘉鉄放課後子ども教室	嘉鉄小学校内	月～金	5人
令和元年12月1日現在登録児童数合計				74人

3 行動計画

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	12人	12人	12人	10人	12人
	2年生	9人	9人	10人	11人	8人
	3年生	7人	6人	6人	6人	7人
	4年生	15人	16人	14人	14人	14人
	5年生	9人	8人	10人	8人	8人
	6年生	3人	3人	3人	3人	2人
	合計	55人	54人	55人	52人	51人
確保方策	【年間実人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 放課後子ども教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】		80人	80人	80人	80人	80人
確保方策	【年間実人数】	80人	80人	80人	80人	80人
	【実施箇所数】	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の利用児童数や利用状況を勘案し、必要に応じて、一体型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討します。

(4) 一体的又は連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打合せの場の設置を検討します。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

(5) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

(6) 教育と福祉の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と町民生活課が連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(8) 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

(9) 放課後児童クラブの役割向上のための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

(10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、地域との連携を図り、集落や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第8章 計画の推進



1 計画推進のために

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

2 各主体の役割

(1) 行政の役割

本町は、幼児期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援並びに次世代育成支援対策等を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策や事業・取組は、それぞれの担当課や学校、保育所、幼稚園などが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、毎年度個々の施策や事業・取組の進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する瀬戸内町子ども・子育て会議において、定期的に計画に基づく実施状況等についての点検・評価を行い、計画の推進に反映します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識の下、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会との関わりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、集落や地域の各種団体、企業など様々な主体が活動する中で、全ての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とともに、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編



1 瀬戸内町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 6 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
(報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 42 年瀬戸内条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2(第 2 条関係)瀬戸内町船舶交通事業運営委員会の次に次のように加える。

別表第 2(第 2 条関係)

子ども・子育て会議会長	〃	4,100
子ども・子育て会議委員	〃	3,900

附 則(平成 26 年 6 月 17 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から摘要する。

2 瀬戸内町子ども・子育て会議委員名簿

所属団体等	氏名	備考
高丘保育所所長	渡 博 司	
高丘保育所保護者会会長	兼 美 希	
かな保育園園長	本多 香織	会 長
潤生会保育園事務長	藤野 修一	副会長
信愛幼稚園園長	西山 晃代	
信愛幼稚園後援会会長	森 秀 満	
古仁屋小学校校長	赤岩 道春	
古仁屋小学校附属幼稚園園長	高田 信幸	
古仁屋小学校附属幼稚園係長	福田 千恵乃	
古仁屋小学校附属幼稚園PTA会長	朝野 義裕	
教育委員会総務課長	長 順 一	
教育委員会社会教育課長	泉 重 行	
保健福祉課長	徳田 義孝	
保健福祉課保健師	林 智 子	
町民生活課長	登島 敏文	

第 2 期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画

令和2年6月

発行・編集

瀬戸内町 町民生活課

〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

T E L 0997-72-1060 F A X 0997-72-1120



みんなが、子育てしやすい国。

すくすく
ジャパン!